

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成31年4月12日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 長 正敏

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務
(2) 仕 様 入札説明書及び仕様書等による
(3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和元年8月31日までとする。
(4) 業務場所 札幌北公共職業安定所（札幌市東区北16条東4丁目3番1号）
(5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 労働関係法令を遵守していること。
(5) 平成31・32年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「測量・建設コンサルタント等」のうち、工種区分が「建築関係コンサルタント」（北海道地区）でB～C等級に格付けされている者であること。
(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
(7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（1）に照会すること。
(8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
(9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451

- (2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。

- (3) 参加申込期限

平成31年4月24日（水） 午後5時15分

- (4) 入札書の受領期限及び場所

平成31年4月25日（木） 午前10時00分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

- (5) 開札の日時及び場所

平成31年4月25日（木） 午前10時05分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム（<https://www.geps.go.jp>）利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3.（3）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）をPDF形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出（登録）は上記3.（4）の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.（3）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式3）、「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式7）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

必要である。

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるものほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務
- (2) 仕 様 別添仕様書による
- (3) 工事期間 契約の日から 7 日以内に着手し、令和元年 8 月 31 日までとする。
- (4) 工事場所 札幌市東区北 16 条東 4 丁目 3 番 1 号
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成 31・32 年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「測量・建設コンサルタント等」のうち、工種区分が「建築関係コンサルタント」（北海道地区）で B～C 等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記 3 (2) ③に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 入札書の提出場所等

本調達は電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難い場合は、紙入札（下記（2）参照）により参加することができる。

(1) 電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

平成31年4月24日(水)午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出(登録)

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出(登録)期限】

平成31年4月25日(木)午前10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

(2) 紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」(写)を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**様式7**を、平成31年4月24日(水)午後5時15分までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

平成31年4月25日(木)午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局 総務部総務課会計第四係

TEL011-700-5451(直通) FAX011-700-3179

④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載)及び「平成31年4月25日開札 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務」と記入し、3(2)②の期限までに提出しなければならない。

※**様式1**の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

⑤ 郵便(簡易書留郵便に限る)により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「平成31年4月25日開札 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3(2)③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時までに**様式2**の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成31年4月25日（木） 午前10時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人が希望すれば、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（1）の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

（1）予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

（3）落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

（1）契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 契約条項
別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (2) 支払い条件
別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から 40 日以内に契約金額を支払う。

入札書

(契約事項) 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札します。

入札くじ番号

--	--	--

平成 年 月 日

住 所
(入札者)

氏 名



住 所
(代理人)

氏 名



支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

- 注 1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
- 注 2. 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注 3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

平成 年 月 日

委 任 状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

私は、 (住所)
(氏名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務

入札参加資格確認申請・証明書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 調達案件名称 | 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務 |
| 2 開 札 日 | 平成 31 年 4 月 25 日 (木) |
| 3 履 行 期 限 | 令和 元年 8 月 31 日 (土) |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書 (写) |

(入札者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	(印)

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1、2 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行つた場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務

2 紙入札方式で参加をする理由

- 利用登録の申請をしていないため
- 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- 経費等のため
- その他 ()

契 約 書

- 1 契約名 札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務
2 履行場所 業務仕様書のとおり
3 契約期間 平成31年 月 日から令和元年8月31日まで
4 契約金額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）

頭書の契約について、支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 長 正敏（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙「業務仕様書」に基づき業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

（検査）

- 第3条 乙は、業務仕様書に記載する業務を行った場合は、業務終了後速やかに甲の検査を受けなければならない。
2 甲の指定する検査職員は業務終了日から10日以内に検査を行うものとする。
3 乙の業務は、前項の検査に合格したときをもって完了するものとする。
4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格の場合については、検査職員の指示に従い、遅滞なく業務のやり直しをし、再度検査を受けなければならない。
5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

（代金の請求及び支払）

- 第4条 乙は、業務を完了した後、官署支出官 北海道労働局長（以下「支出官」という。）あてに支払請求書を提出するものとする。
2 支出官は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙に代金を支払うものとする。

（遅延利息）

- 第5条 支出官は、その責めに帰すべき理由により約定期間に内に代金を支払わないときは、約定期間満了日の翌日から支払日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」により、遅延利息を乙に対して支払うものとする。
ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は当該事由の継続する期間を遅延日数に算入しないものとし、遅延利息の金額が100円未満であるときの遅延利息又は100円未満の端数が生じたときの端数は支払わないものとする。

（秘密の保持）

- 第6条 乙及び乙が使用する作業従事者は、業務の処理に際して知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（費用の負担）

- 第7条 この契約の締結に要する費用及び履行に必要なすべての費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

- 第8条 乙は、契約の履行に際し、甲又は第三者に対して損害を生じさせた場合、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による損害についてはこの限りではない。

(権利又は義務の譲渡等)

- 第 9 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条2項に規定している信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(解除)

- 第10条 甲は、次の各号に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人がその責めに帰すべき理由により、この契約の条項に違反した場合
 - (2) 乙又はその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
 - (3) 乙又はその代理人から契約解除の申出があつた場合
- 2 乙は、甲が前項により本契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲は、甲の都合によりこの契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の30日前までに、その旨を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の

請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第13条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第15条 第14条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙は、第10条第2項、第12条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(再委託)

第17条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者

(以下「再受託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

- 第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 甲は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(法令遵守)

第26条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 長 正敏

乙

業務仕様書

1 設計業務名

札幌北職安冷暖房設備改修工事設計業務

2 設計場所

札幌市東区北16条東4丁目3番1号

3 業務内容

下記4の工事内容にかかる入札に必要な仕様書、図面の作成、材料数量及び概算工事費の積算業務とする。

積算等にあたっては、市販の積算資料および機器メーカーの設計価見積書等を使用すること。

その他、詳細については、北海道労働局職員との打合せによること。

○図面数量の概要（この限りではない）

内容	枚数	内容	枚数
表紙	1	各階天井伏図（既存・改修）機器	2
位置図、案内図	1	各階天井伏図（既存・改修）ダクト	2
目次、改修概要	1	改修機器表	2
特記仕様書	1	平面図	2
機械室詳細図	2		

○積算書の概要

積算内訳書、代価表、数量計算書、見積書、積算資料等の写し

※見積書の宛先は「支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長」とし、有効期限は令和元年12月末とする。

4 工事内容

(1) 庁舎の冷暖房設備を既存の熱源中央方式から熱源分散方式に改修する。

また、換気設備（加湿機能含む）は既存ユニット型空調機を撤去し新たなユニット型空調機を設ける。

ア 既設 FCU をエアコン（GHP）に改修

イ 既設換気設備の撤去及び新設

ウ 吸収式冷温水器及び周辺部材撤去

エ 冷却塔撤去

オ 地下オイルタンク撤去

(2) 主要機器仕様

ア 冷暖房機器（新規）…GHP（ビル用マルチ、都市ガス13A仕様）

イ 換気設備（新規）…GHP+全熱交換機

(3) その他付帯工事

- ア 電気設備、自動制御、建築付帯工事、撤去工事
- イ 都市ガス引込管（ガス本管より）

(4) その他

- ア 1階機械室について機器撤去後のスペースを利用可能にする。

5 業務期間

契約の日から7日以内に着手し、令和元年8月31日までとする。

6 現地調査

既存機器の多くは設計図または完成図が存在するものの、一部の単独設置されている機器については図面がないため、現地調査を要する。

現地調査を行う場合は、発注者に連絡のうえ日程調整するものであるが、調査箇所によっては業務終了後の調査となることを了知すること。

7 その他

成果品のうち図面については、CAD（DWGまたはDXF形式）により作成することとし、A3版（製本2部及びバラ1部）、及びデータ（CD-ROM又はUSBメモリー）を提出すること。

積算については、積算表は電子データ（Excel等）と紙媒体（1部）、積算資料は紙媒体（1部）を提出すること。

札幌北職安機械設備工事仕様書

I 工事概要

1 工事場所 札幌市東区北10条東4丁目1-2, 1-6

2 設備概要

機器名等	構造	用取	延面積(m ²)	測量面積合 計面積1000m ²	備考
床舗装	コンクリート	3	1841.04	15 塚	

3 工事種目(○印の付いたものを適用する。)

工事項目	工事種別			
○空気調和設備	新設	一式	一式	一式
・暖房設備	一式	一式	一式	
○換気設備	新設	一式	一式	一式
・排煙設備	一式	一式	一式	
○自動制御設備	新設	一式	一式	一式
○衛生器具設備	新設	一式	一式	一式
○給水設備	新設	一式	一式	新設 一式
○排水設備	新設	一式	一式	新設 一式
○給湯設備	新設	一式	一式	一式
・消防設備	一式	一式	一式	一式
・厨房機器設備	一式	一式	一式	一式
・ガス設備	一式	一式	一式	一式
・し尿処理設備				一式
・焚却炉設備	一式	一式	一式	一式
・給油設備	一式	一式	一式	一式
	一式	一式	一式	一式

4 指定部分 ○有 (工期 年月日)

対象部分:

5 設備要項(○印の付いたものが該当する。)

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・ダクト方式(・中央・各階ユニット) ○空気調和 ○ファンコイルユニット ダクト利用方式 ・温風暖房 ・バトルヒーター ダクト利用方式 ・パッケージ方式 ・
主要給排水管	共通仕様によるほか、同規格A3の大きさのマイクロ被覆原形(材質フィルム)1部及びネガフィルムを提出する。 ・将来冷房考慮 ・直接暖房 ・温風暖房 ・
排煙設備	・除露装置ボイラー ・調製ボイラー(・立形・炉筒壁形) ・真空式温水発生器 ・温風暖房機 ・チーリングユニット ・吸排湿機 ○直立式吸排湿温水機 ・小型吸排湿温水ユニット ・パッケージ形空気調和機
自動制御設備	・油圧基盤機 ・消防法 ○自動制御(○電気式 ○電子式 ○デジタル式) ・中央監視制御装置
給水方式	○上水 ・井水 ○水道直結方式 ・高層タクン方式 ・圧力タクン方式 ・タンクレスブースター方式
排水方式	油槽内の汚水と雑排水(・分岐式 ○合流式) ポンプ排水 ○有(・汚物 ・雑排水 ○雨水) ・無 施物外放流先 (1)汚水 ○直排下水管 ・し尿処理槽 (2)雑排水 ○直排下水管 ・し尿処理槽 ・倒排
消防設備	・屋内消火栓(・1号 ・2号) ・スプリンクラー ・二酸化炭素消火 ・泡沫消火 ・粉末消火 ・油絶燃焼装置 ・
ガス設備	都市ガス(種類: 無縫管: kesi/Nm ³) ・液化石油ガス

II 工事仕様

- 1 一般事項 ① 伸縮仕様及び裏面に記載されていない事項は、すべて建設大臣官房官告書指針監修の施設設備工事共通仕様書(平成10年版)及び総合設備工事標準規格(平成10年版)による。
② 電気設備工事及び施設工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び施設工事はそれとの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は(/)図、施設工事の工事仕様書は(/)図による。

- 2 特記仕様 ① 项目は番号に○印の付いたものを適用する。
② 特記事項のうち該当する項目は、◎印の付いたものを適用する。ただし、◎印のない場合は原則適用する。

車両	備 記 事 項		
① 重 載	本工事に使用する設備機材等は設備機材等指定表によるほか、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 また、(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性評価事業」によって所要の品質・性能を有するとの評価を受けた材料。機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。		
② 主 任 事 業	・資格の区分工 ・資格の区分工		
③ 電 気 工 事 の 適 用	・一般電気工作物 ・事業用電気工作物 事業用電気工作物の工事範囲には電気保安技術者を置き、北海道労働局制定の保安規範第6章に定める工事担当技術者の職務を補助し、電気工作物の保安の監督を行いうるものとする。		
④ 地 基 の 適 用	⑥回音(記音工事) ⑦冷却空気調和機器施工(チーリングユニット及びパッケージ空気調和機器の荷台及び整備) ⑧熱交換施工(保溫工事) ⑨遮断機金(ダクト製作及び取付け)		
⑤ 監 督 員 等	⑩設けない ・設ける(◎ 号)		
⑥ 事 用 備 品	洞内につくることが(◎ できる ・できない)		
⑦ 工 事 用 重 量	本工事に必要な工事用電力、木及び手綱などの費用は、すべて請負者の負担とする。		
⑧ 事 用 量	工事の施工に必要な工具その他の手綱は、適切に行う。		
⑨ 土 地 分 類	■屋外地盤處理 ・洞内地盤ならし ・洞内指定場所にたいむ ○外海沿岸の場所に分類 (片岸10km, 無制)		
⑩ 事 用 場 所	受入施設名 _____ 受入場所 _____ 位置等 _____ 搬出箇所などを掲示する。		
⑪ 施工時の処理	引渡しを要するもの ・無 ・有(※全返済 ただし、保証料は除外す。) 再生資源の利用を要するもの ・無 ・有()		
⑫ 施工との向き	(1) 施工との向き()		

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・ダクト方式(・中央・各階ユニット) ○空気調和 ○ファンコイルユニット ダクト利用方式 ・温風暖房 ・バトルヒーター ダクト利用方式 ・パッケージ方式 ・
主要給排水管	共通仕様によるほか、同規格A3の大きさのマイクロ被覆原形(材質フィルム)1部及びネガフィルムを提出する。 ・将来冷房考慮 ・直接暖房 ・温風暖房 ・
排煙設備	・除露装置ボイラー ・調製ボイラー(・立形・炉筒壁形) ・真空式温水発生器 ・温風暖房機 ・チーリングユニット ・吸排湿機 ○直立式吸排湿温水機 ・小型吸排湿温水ユニット ・パッケージ形空気調和機
自動制御設備	・油圧基盤機 ・消防法 ○自動制御(○電気式 ○電子式 ○デジタル式) ・中央監視制御装置
給水方式	○上水 ・井水 ○水道直結方式 ・高層タクン方式 ・圧力タクン方式 ・タンクレスブースター方式
排水方式	油槽内の汚水と雑排水(・分岐式 ○合流式) ポンプ排水 ○有(・汚物 ・雑排水 ○雨水) ・無 施物外放流先 (1)汚水 ○直排下水管 ・し尿処理槽 (2)雑排水 ○直排下水管 ・し尿処理槽 ・倒排
消防設備	・屋内消火栓(・1号 ・2号) ・スプリンクラー ・二酸化炭素消火 ・泡沫消火 ・粉末消火 ・油絶燃焼装置 ・
ガス設備	都市ガス(種類: 無縫管: kesi/Nm ³) ・液化石油ガス

(注) () 内の数値は技術支拂の指標の場合に適用する。

重要機器は、下記に示すものとする。				
〔 オイルサービスタンク、直だき吸啜冷過水機 水槽類の設計基準水平度〕				
設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設	一般施設	重要機器	一般機器
上階層・屋上及び屋根	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.6)
中 階 層	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
1 階及び地下階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)

直面水槽等は()

2) 施設用鉄筋地盤力は、設計用水平地盤力の1/2とした値とする。

3) 100kg以下のお重な機器(重要機器を除く)においても耐震を考慮し、搬付け又は走付けを行うものとするが、前記基準の方針によらなくてよい。

4) 設置場所の基準は、()

5) 屋上水槽の基準は、()

6) 建築地盤の基準は、()

7) 地中埋設物の基準は、()

8) 建築構造の基準は、()

9) 建築設備の基準は、()

10) 建築機器の基準は、()

11) 建築用機器の基準は、()

12) 建築用機器の基準は、()

13) 建築用機器の基準は、()

14) 建築用機器の基準は、()

15) 建築用機器の基準は、()

16) 建築用機器の基準は、()

17) 建築用機器の基準は、()

18) 建築用機器の基準は、()

19) 建築用機器の基準は、()

20) 建築用機器の基準は、()

21) 建築用機器の基準は、()

22) 建築用機器の基準は、()

23) 建築用機器の基準は、()

24) 建築用機器の基準は、()

25) 建築用機器の基準は、()

26) 建築用機器の基準は、()

27) 建築用機器の基準は、()

28) 建築用機器の基準は、()

29) 建築用機器の基準は、()

30) 建築用機器の基準は、()

31) 建築用機器の基準は、()

32) 建築用機器の基準は、()

33) 建築用機器の基準は、()

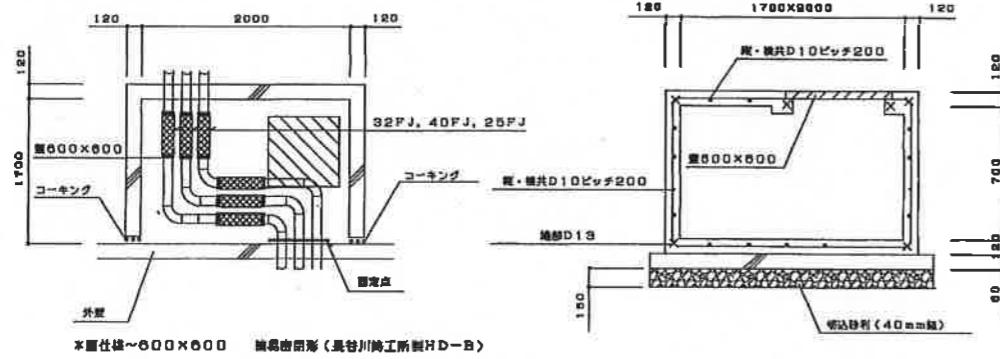
34) 建築用機器の基準は、()

35) 建築用機器の基準は、

項 目		特 記 事 項																																																				
⑩ 液温計及び 測定用タッピング		<p>液温計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、形式及び取付部は下記による。なお、着脱式の場合の指示部（・40A用 個・100A用 個・200A用 個）は分量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定式・着脱式 冷却水の冷水出口（・液温計・タッピング） 固定式・着脱式 冷却水の冷却水出口（・液温計・タッピング） 固定式・着脱式 ポイラ一式は熱交換器の温水口（・液温計・タッピング） 固定式・着脱式 空気調湿機の冷風入口（・液温計・タッピング） 固定式・着脱式 冷温水ヘーダの温水口（・液温計・タッピング） 固定式・着脱式 蓄水槽冷温水槽の冷却水出口（・液温計・タッピング） 固定式・着脱式 密だらけ冷温水槽の冷却水出口（・液温計・タッピング） 																																																				
⑪ タイタリースタック		<p>地面制御装置の構造は、右記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給油ポンプの起動及び停止 ②運転ポンプの起動及び停止 ③潤滑油槽 ④潤滑油管 																																																				
⑫ 地下オイルタンク		<p>タンク底を（①抜けない・詰ける）コンクリートく体・別途工事・木工事 能接合・別途工事・本工事 机は、・無・有（ただし、机は別途工事） 連続式油温計・詰ける・詰けない</p>																																																				
⑬ 施 工 内 記 り		<p>施工する箇所は、示したダクト及びチャンバー間とする。</p>																																																				
⑭ 保 温		<p>①「外気取り用ダクト」、「外気吹き用ダスター」、「排気ダクトの外壁より2m」は保温する。 ②断熱管及び断熱シングルボイラ等への補助水管の保温は、共通仕様書第2編 3.1.4の（①冷温水管・温水管）の項による。 ③油温計の保温（室温計まで）の保温は、共通仕様書第2編 3.1.4の（①冷温水管・温水管）の項による。 ④空気調相機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、共通仕様書第2編 3.1.5 の排水管の項による。 ⑤密閉形蓄水タンク（①保温しない・保温する）</p>																																																				
⑯ 冷却塔の部屋外側 (保温化ケース)		<table border="1"> <tr> <td>使用範囲</td> <td>・雨露地（-30°C）</td> <td>・雨露地、雪場、雪原</td> <td>・屋外露出（外壁）</td> <td>・屋外露出（屋上）</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>・塗化ビニル製</td> <td>・塗化ビニル製</td> <td>・塗化ビニル製</td> <td>・塗化ビニル製</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ステンレス製</td> <td>・ステンレス製</td> <td>・ステンレス製</td> <td>・ステンレス製</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>			使用範囲	・雨露地（-30°C）	・雨露地、雪場、雪原	・屋外露出（外壁）	・屋外露出（屋上）	材 質	・塗化ビニル製	・塗化ビニル製	・塗化ビニル製	・塗化ビニル製		・ステンレス製	・ステンレス製	・ステンレス製	・ステンレス製		・	・	・	・																														
使用範囲	・雨露地（-30°C）	・雨露地、雪場、雪原	・屋外露出（外壁）	・屋外露出（屋上）																																																		
材 質	・塗化ビニル製	・塗化ビニル製	・塗化ビニル製	・塗化ビニル製																																																		
	・ステンレス製	・ステンレス製	・ステンレス製	・ステンレス製																																																		
	・	・	・	・																																																		
⑰ 保 温 条 件		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">外気条件</td> <td colspan="8">室内（調整目標値）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>一般系統</td> <td>低 所</td> <td>耐火構築</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>温 度 (DB)</td> <td>温 度 (RH)</td> </tr> <tr> <td>夏期 30.0°C</td> <td>80%</td> <td>20°C</td> <td>80%</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> </tr> <tr> <td>冬期 -10.7°C</td> <td>80%</td> <td>20°C</td> <td>40%</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> <td>10°C</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> <td>温水管</td> </tr> </table>			外気条件		室内（調整目標値）										一般系統	低 所	耐火構築						温 度 (DB)	温 度 (RH)	夏期 30.0°C	80%	20°C	80%	温水管	温水管	温水管	温水管	温水管	温水管	冬期 -10.7°C	80%	20°C	40%	温水管	温水管	10°C	温水管	温水管	温水管								
外気条件		室内（調整目標値）																																																				
		一般系統	低 所	耐火構築																																																		
温 度 (DB)	温 度 (RH)	温 度 (DB)	温 度 (RH)	温 度 (DB)	温 度 (RH)	温 度 (DB)	温 度 (RH)	温 度 (DB)	温 度 (RH)																																													
夏期 30.0°C	80%	20°C	80%	温水管	温水管	温水管	温水管	温水管	温水管																																													
冬期 -10.7°C	80%	20°C	40%	温水管	温水管	10°C	温水管	温水管	温水管																																													
⑱ 放熱器の設計条件		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>熱 部 温 度</td> <td>入 口 空 気 温 度</td> </tr> <tr> <td>高 気</td> <td>102°C</td> <td>22°C</td> </tr> <tr> <td>温 水</td> <td>60°C</td> <td>22°C</td> </tr> </table>				熱 部 温 度	入 口 空 気 温 度	高 気	102°C	22°C	温 水	60°C	22°C																																									
	熱 部 温 度	入 口 空 気 温 度																																																				
高 気	102°C	22°C																																																				
温 水	60°C	22°C																																																				
註 1) 監査項目の適用		<p>給油設備の燃熱項目を適用する。</p>																																																				
⑲ ダクトの種別		<p>高圧ダクト・高圧ダクト1</p>																																																				
⑳ ダクトの工法		<p>・アングル工法 ①コーナーボルト工法（②共板工法・スライド工法）</p>																																																				
㉑ ダクトの分岐方法		<p>・割込み方式 ②直付け方式</p>																																																				
㉒ 排 気 フ ー ド		<p>排気フードの複数、支持金物、接合材等はアングル工法ダクトの基準項による。 一般排氣排気フード ②別途工事・本工事 フード目1 ①別途工事・本工事 屋頂用排氣フード ②別途工事・本工事 フード目1 ②別途工事</p>																																																				
㉓ 蒸気ダクトの基準		<p>厨房設備の排気ダクト（回転放散）の基準は次による。</p> <p>矩形ダクト</p> <table border="1"> <tr> <td>ダクトの長辺（mm）</td> <td>幅厚（mm）</td> </tr> <tr> <td>450以下</td> <td>0.5以上</td> </tr> <tr> <td>450を越え1200以下</td> <td>0.5以上</td> </tr> <tr> <td>1200を越え1800以下</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1800を越えるもの</td> <td>1.5以上</td> </tr> </table> <p>円形ダクト</p> <table border="1"> <tr> <td>ダクトの直径（mm）</td> <td>幅厚（mm）</td> </tr> <tr> <td>750以下</td> <td>0.5以上</td> </tr> <tr> <td>750を越え1000以下</td> <td>0.5以上</td> </tr> <tr> <td>1000を越え1250以下</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1250を越えるもの</td> <td>1.5以上</td> </tr> </table>			ダクトの長辺（mm）	幅厚（mm）	450以下	0.5以上	450を越え1200以下	0.5以上	1200を越え1800以下	1.0以上	1800を越えるもの	1.5以上	ダクトの直径（mm）	幅厚（mm）	750以下	0.5以上	750を越え1000以下	0.5以上	1000を越え1250以下	1.0以上	1250を越えるもの	1.5以上																														
ダクトの長辺（mm）	幅厚（mm）																																																					
450以下	0.5以上																																																					
450を越え1200以下	0.5以上																																																					
1200を越え1800以下	1.0以上																																																					
1800を越えるもの	1.5以上																																																					
ダクトの直径（mm）	幅厚（mm）																																																					
750以下	0.5以上																																																					
750を越え1000以下	0.5以上																																																					
1000を越え1250以下	1.0以上																																																					
1250を越えるもの	1.5以上																																																					
㉔ ダクトの断面		<p>厨房・煙突の排気ダクト及び排煙器の排気筒（強制換気形）で天井内に設置する箇所は、共通仕様書第2編 3.1.5 の「排気筒」の項により断然する。</p>																																																				
㉕ 他の監査項目の適用		<p>下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。</p>																																																				
㉖ 水		<p>1 ダクトの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直線放散製 ・普通鋼製 <p>2 形 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井丸付（・スリット形・スイング形） ・壁 取 付（・スリット形・手動及び遠隔操作可能なもの） <p>3 排 気 量 測 定</p> <p>排氣量測定期検査基準規範（日本暖機設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。</p>																																																				
㉗ 水		<p>① 計 算 材 料</p> <table border="1"> <tr> <td>屋内汚水管</td> <td>①排水用硬質塩化ビニルライニング钢管</td> </tr> <tr> <td>形 状</td> <td>・メカニカル拘束水用拘束管・排水用ツールエキスラッジ钢管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②排水、通気用钢管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> </table> <p>屋内排水管 ①排水用硬質塩化ビニルライニング钢管</p> <p>②配管用共用钢管（白管）→（ピット内ポンプアップ系統）</p> <p>③排水、通気用钢管</p> <p>屋外污水・経済水管 ①迷心力貯油コンクリート管</p> <p>②硬質塩化ビニル管（VVP・VVU）</p> <p>通気管 ①配管用共用钢管（白管）</p> <p>漏し等の床上の配管は、硬質塩化ビニル管（VP）でもよい。</p>			屋内汚水管	①排水用硬質塩化ビニルライニング钢管	形 状	・メカニカル拘束水用拘束管・排水用ツールエキスラッジ钢管		②排水、通気用钢管		・																																										
屋内汚水管	①排水用硬質塩化ビニルライニング钢管																																																					
形 状	・メカニカル拘束水用拘束管・排水用ツールエキスラッジ钢管																																																					
	②排水、通気用钢管																																																					
	・																																																					
㉘ 水		<p>1 制 御 方 式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット形 ・現場施工形 <p>2 用 毎 月</p> <p>1ヶ月相当分を納入する。</p> <p>3 工 事 要 求</p> <p>坑は・無・有（ただし、坑は別途工事） 基礎コンクリートは・別途工事・本工事 分離制御盤以降の配管記録は本工事とする。</p> <p>4 水 質 の 検 出</p> <p>使用開始後1ヶ月を経過した日から2ヶ月間に厚生省令に定めるところにより水質検査を受け、その水質を提出する。</p> <p>5 計 算 材 料 及 び 分 量</p> <p>送水及び弁類は製造者の標準とする。</p> <p>6 排 水 管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する ・設置しない 																																																				
㉙ 水		<p>1 給 水 方 式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然循環式 ・強制燃焼式 <p>2 保 湿 ・ 乾 燥</p> <p>保湿度は・無・別途工事 干燥は・本工事・製造者の標準</p> <p>3 計 算 の 新 た い</p> <p>新規・不要</p> <p>4 分 压 器</p> <p>火水器類及び灰引き栓を備える。</p>																																																				
㉚ 水		<p>1 給 水 設 備</p> <p>① 大便槽洗浄タンク ②ロータンク（③手洗いなし・手洗い付）</p> <p>② 小便槽洗浄タンク ③露出形 ④埋込形</p> <p>③ 小便槽洗浄装置 ④側面感知フラッシュ方式（・埋込・露出） ・角側感知フラッシュ方式（タイマー開閉付）（・露べい・露出） ⑤ 純水槽吸出装置ハイタング方式（タイマー開閉付）（自動リホン+純水電磁（巻）弁）</p> <p>④ 水石けん入れ ⑥衛生面器取付け形 ⑦蓋付形 ⑧カランター取付け</p> <p>5 化 管 管</p> <p>6 大便槽洗浄タンク</p> <p>標準施工01による。（適用範囲）</p>																																																				
㉛ 水		<p>1 水 管</p> <p>① 水槽内給水栓 ②露出形 ③埋込形</p> <p>2 水 管</p> <p>手</p> <p>3 水 管 の 新 た い</p> <p>新規・不要</p> <p>4 ガス 洗 浴 器</p> <p>排水栓・※製造者標準品 換気扇・※製造者標準品</p> <p>5 水 管</p> <p>※給湯用ボイラの給水タンク ※換気形廃水タンク</p> <p>6 水 管 の 装 角</p> <p>給湯設備の洗浄は、高周波法、ポリッピング法等により行う。</p>																																																				
㉕ 火		<p>1 計 算 材 料</p> <p>一般・配管用炭素鋼管（白管）</p> <p>適用範囲・屋内消火栓 ・連結戸水 ・連結送水 ・スプリンクラー</p> <p>・圧力配管用炭素鋼管（白管）Sch40</p> <p>適用範囲・屋内消火栓 ・連結戸水 ・スプリンクラー</p> <p>・圧力配管用炭素鋼管（白管）Sch80（既設管）</p> <p>適用範囲・二酸化炭素噴火</p> <p>地中・消防用硬質塩化ビニル外表面被覆钢管 （・BGP-VS・STPG370-VS（白管）Sch40）</p> <p>・消火用ポリエチレン外表面被覆钢管 （・BGP-PS・STPG370-PS（白管）Sch40）</p> <p>2 火 管</p> <p>J1の呼び圧力OKとする。ただし、特記部分はJ1の呼び圧力10Kとする。 呼び径60mm以上の弁は、バタフライ弁とする。</p> <p>3 消 火 柱</p> <p>J1の呼び圧力OKとする。ただし、特記部分はJ1の呼び圧力10K又は10Kとする。</p> <p>4 消 火 柱</p> <p>・5kgf/cm²（ ・10kgf/cm²（ ・10kgf/cm²（</p>																																																				
㉖ 火		<p>1 計 算 材 料</p> <p>一般・配管用炭素鋼管（白管）</p> <p>・圧力配管用炭素鋼管</p> <p>・塗化ビニル被覆鋼管</p> <p>・ポリエチレン被覆鋼管</p> <p>地中・ガス用ポリエチレン管</p> <p>・ガス用ポリエチレン管</p> <p>・塗化ビニル被覆鋼管</p> <p>2 燃 瓦 ガ ス</p> <p>ガスマーサー・瓦マーサーはガス供給業者より専用、モーターは販売りとする 引込負担金等・不要・要（別途工事・本工事）</p> <p>3 燃 瓦 化 石 油 ガ ス</p> <p>ガスボンベ・販取り・借用 ガスマーサー・販取り・借用 配倒防止用の器 混合装置・標準施工67、68日にによる。 ガス罐取扱機器・設置する場所（ ・外部警報機子（・無・有） ・ポンペ置場のコンクリート基礎）・別途工事・本工事</p>																																																				
㉗ 火		<p>※ 材 料 の 品 質・性 能 明 確</p> <p>使用する器材が設備機材等指定基準による取扱業者等のものである場合は、共通仕様書第1章第4節 1.4.1(b)の品質及び性能を有することの説明となる資料の提出を省略することができる。ただし、共通仕様書に規定される製作、試験成績書等は除く。</p>																																																				
㉘ 完 成 図 面		<p>完 成 図 面</p>																																																				
㉙ 工 事 名		<p>工 事 名 札幌北暖安機械設備工事</p>																																																				
㉚ 調整年月日		<p>調整年月日 平成11年2月26日</p>																																																				

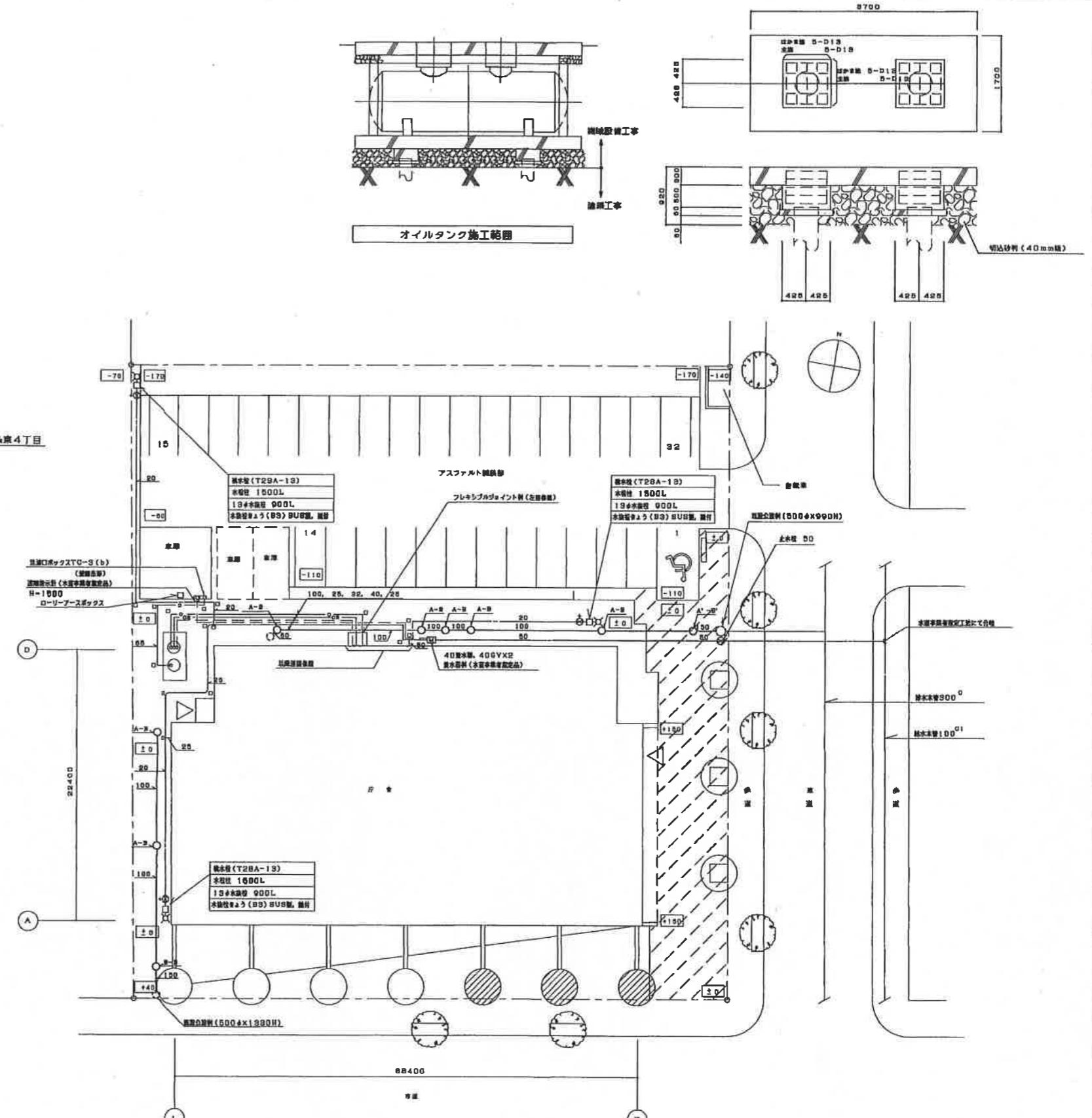


案内図 S:1/25000



ヨリカシ可燃性ヒント世(液配管用)

ノンケンタク・ノンケンタク・ノンケンタク・ノンケンタク・ノンケンタク NO SCALE



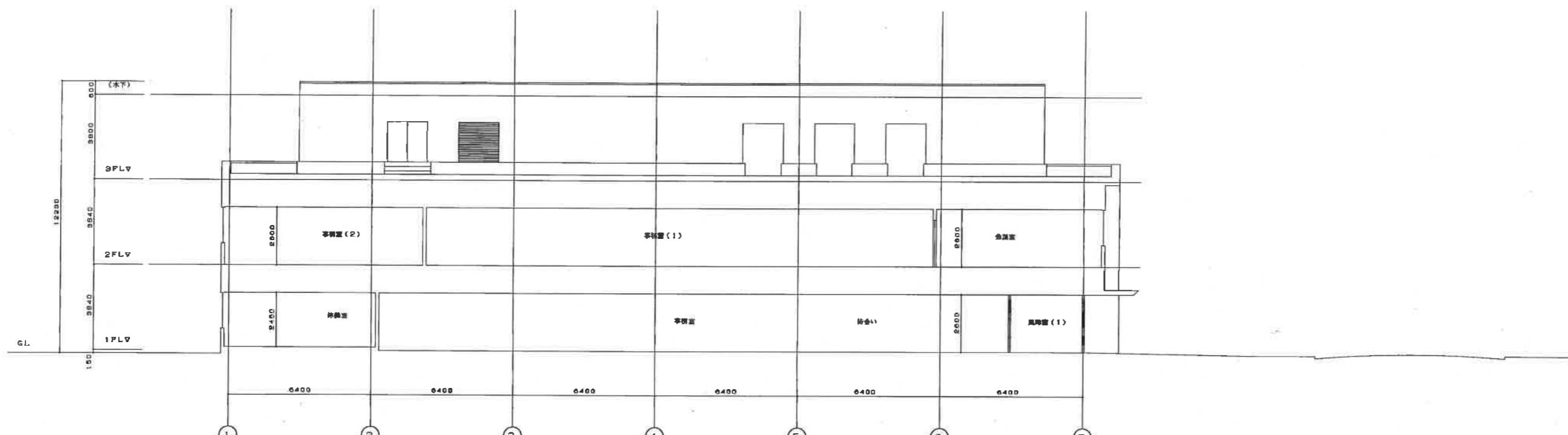
答) : はい、当社ではライバ化を取り上げる企画を展開

・本検査下剤には、細粒砂利200×300×300Hを含む。

・既存・新規会員登録ポイントを合算（会員登録）

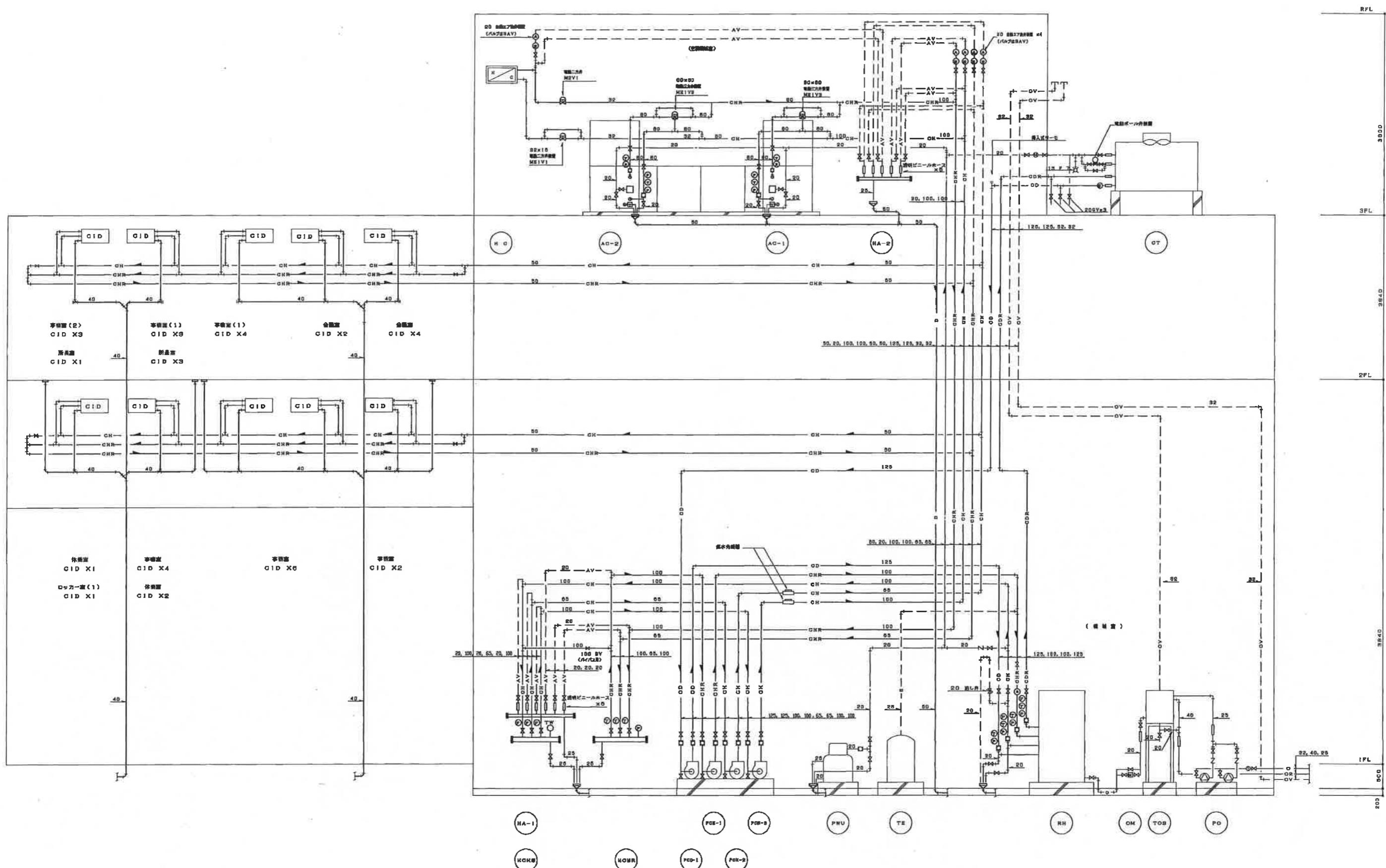
完 成 図 面

工事名	札幌北駅安蹄施設備工事
調整年月日	平成11年2月26日



完成図面

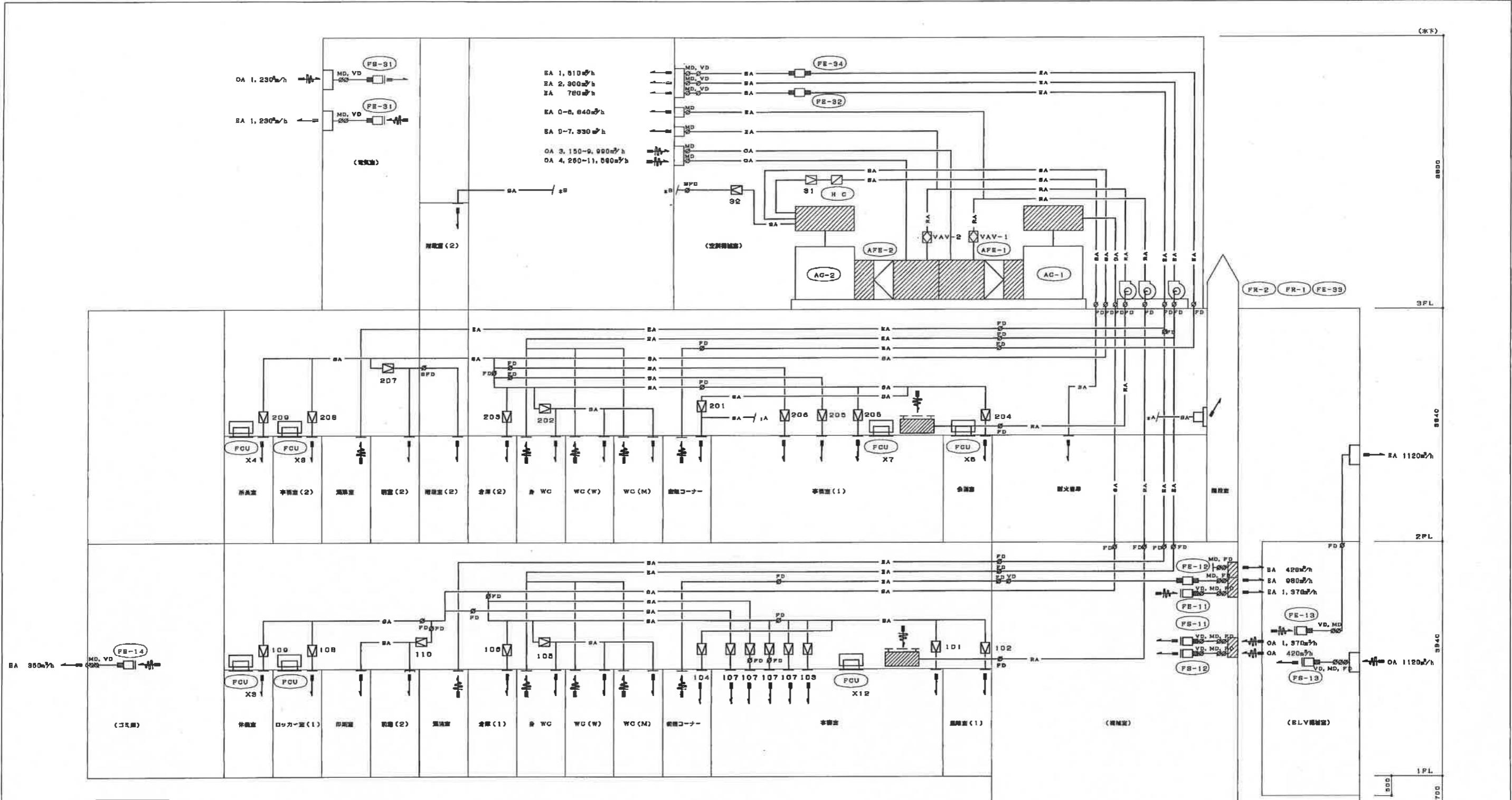
工事名	札幌北暖安機械設備工事	規格書 No. 11
調整年月日	平成11年 2月26日	規格書 No. 25



空調配管系統図 NO SCALE

完成図面

工事名	札幌北建安機械設備工事
調整年月日	平成11年2月26日



機器表(1)

記号	機器名稱	仕 様	数 量	備 考	記号	機器名稱	仕 様	数 量	備 考
R-H	蓄水槽冷温水機	蓄式～二重熱用 冷却能力～172,000 Kcal/h 冷水量～700 l/min、冷水出入口溫度～7.0°C～12.0°C、冷水損失水率～1.9mH ₂ O 冷却水量～1,190 l/min、冷却水出入口溫度～32.0°C～37.5°C、冷却水損失水率～5.0mH ₂ O 加熱能力～230,000 Kcal/h 温水量～700 l/min、温水出入口溫度～60.0°C 燃料種類～灯油、燃料消費量約33.2 l/h バーナー形式～ガソリンタイ、着火方式～電気着火方式、制御方式～HI-LO-OFF制御 電動機能力～3φ200V 5.86kW コンクリート基礎 350H	1	-GT, PCH-1, PCH-1-2-3複数機連続運転 及び電子制 ・PS-12複数機連続運転及び電子制 ・PD地盤耐荷重補正装置及び電子制 ・BT地盤耐荷重補正装置(2次回)及び ・熱交換器 (株)在原製作所 RAPK007SH	AC-1	ユニット形空気調節機	蓄式～蓄式、冷却能力～50,300 Kcal/h、加熱能力～76,400 Kcal/h、風量～9,990 m ³ /h、總外全圧～84mmH ₂ O 冷温水量～230 l/min、冷温水損失水率～2.6mH ₂ O、コイル通過風速～2.33 m/s 電動機能力～3φ200V 7.5kW 加温形式～水気化式(蓄下式)、有效加温量～24 kg/h、消費電力～1φ200V 13W 過給防止ヒーター～1φ200V 1.5kW 冷温水入口温度～7°C、冷温水入口温度～60°C、コイル列数 8列	1	1F系使用 地下電器室(株) FY-2DUCV
G-T	冷却塔	冷却能力～816,000 Kcal/h、温量形～62.5 dB以下 電動機能力～3φ200V 2.2kW 冷却水量～1,190 l/min、冷却水出入口溫度～32.0°C～37.5°C、外気温度(WB)～24.0°C 基礎～鉄筋コンクリート	1	・冷却塔用ポンプ (オリエストル製造等、65m以上) (株)在原シンワ SDW-U60AS	AC-2	ユニット形空気調節機	蓄式～蓄式、冷却能力～61,300 Kcal/h、加熱能力～78,100 Kcal/h、風量～11,590 m ³ /h、總外全圧～82 mmH ₂ O 冷温水量～241 l/min、冷温水損失水率～2.43 mH ₂ O以下、コイル通過風速～2.5 m/s 電動機能力～3φ200V 7.5kW 加温形式～水気化式(蓄下式)、有效加温量～29 kg/h、消費電力～1φ200V 13W 過給防止ヒーター～1φ200V 1.5kW 冷温水入口温度～7°C、冷温水入口温度～60°C、コイル列数 8列	1	2F系使用 地下電器室(株) FY-2DUCV
HGH8	冷温水ヘッダー(住)	150φ X 1,800L 各取栓管にバフライ弁又は仕切弁及び本体に圧力計付 コンクリート基礎 350H	1	伊藤製作工業(株)					
HGH9	冷温水ヘッダー(退)	150φ X 1,800L 各取栓管にバフライ弁又は仕切弁及び本体に圧力計付 コンクリート基礎 350H	1	伊藤製作工業(株)					
HA-1	エア抜きヘッダー	40φ X 1,050L 取出口 20A X 6, 25A X 1(水抜用) 調整プラケット付	1	伊藤製作工業(株)					
HA-2	エア抜きヘッダー	40φ X 900L 取出口 20A X 6, 25A X 1(水抜用) 調整プラケット付	1	伊藤製作工業(株)					
T-E	蓄温膨胀式膨張タンク (空調用)	膨脹量～32 l、タンク全容量～96 l、最高使用圧力～4.7 Kgf/cm ² コンクリート基礎 350H	1	日立金属(株) AX-50V	AFE-1	電気温じん器(ろ材側用形)	風量～9,900 m ³ /h、面風速～2.1 m/s、初期抵抗～10mmH ₂ O 消費電力～3φ200V 0.16kW、コンクリート基礎 150H	1	AC-1用 予備材1組付 日本エアーフィルター(株) H-E157-65
T-O	オイルタンク	地下オイルタンク TO-1.5 (タンク室を避けない形)	1	伊藤製作工業(株)	AFE-2	電気温じん器(ろ材側用形)	風量～11,590 m ³ /h、面風速～2.5 m/s、初期抵抗～10mmH ₂ O 消費電力～3φ200V 0.16kW、コンクリート基礎 150H	1	AC-2用 予備材1組付 日本エアーフィルター(株) H-E157-65
TOS	オイルサービスタンク	TOS-100 コンクリート基礎 350H	1	伊藤製作工業(株)	FR-1	送風機	蓄式一片吸込多翼形(底面形)、ベルト駆動形、2-1/2#以上 X 6, 840 m ³ /h X 27 mmH ₂ O 電動機能力～3φ200V 2.2kW 防爆基準(鉄筋材～金属コイルスプリング、撃撃絶縁率80%)	1	AC-1用 (株)在原製作所 2 1/2RM3
L-K	冷面制御装置	油・循流管路、一括外部端子付、1φ200V	1	(株)工技研 SL-42	FR-2	送風機	蓄式一片吸込多翼形(底面形)、ベルト駆動形、2-1/2#以上 X 7, 330 m ³ /h X 30 mmH ₂ O 電動機能力～3φ200V 2.2kW 防爆基準(鉄筋材～金属コイルスプリング、撃撃絶縁率80%)	1	AC-2用 (株)在原製作所 2 1/2RM3
R-O	連続油量表示計	温内～油・油温監督、室外～油温監督、1/200スケール、アナログ式、1φ200V	1	(株)工技研 DL-43					
O-M	オイルメーター	LS4576 ストレーナ付属(60メッシュ)	1	(株)オーパル LS4576-30					
S-W	壁道	主通路～鋼鉄板300φ X 3.2t 立上部分～鋼鉄板200φ X 3.2t	1	伊藤製作工業(株)	RC	温水コイルユニット (フィルター無し)	加熱能力～3,690 Kcal/h、送風量～840 m ³ /h、温水量～0.28 mmH ₂ O コイル通過風速～1.08 m/s、コイル列数 4列 空氣流量＝コイル入口温度 DB 26.9°C WB 15.7°C、コイル出口温度 DB 42.0°C WB 20.7°C	1	2F耐火構造用 地下電器室(株) FY-05UBG
S-M	ばい煙道直計	監視計～リングルマン直計 0～6相当 1φ200V	1	(株)東洋計器 82000	AGP-1	パッケージエアコン	冷温導入(年間冷暖房)、天井吸込カセット形(4方向吹出)、外気温度～10°Cまで運転可能 冷温能力3 kW、(JIS標準条件) 消費電力～3φ200V 1.47kW、リモコンスイッチ付 室外側断熱材ブロック付	1	1F耐火構造用 ・排煙管・送風管用断熱材及び端子付 ・排煙自燃點可燃性・ステンレス製断熱コード付 (株)日立製作所 PCI-J40K
PCH-1	冷却水ポンプ	吸込口径 80φ X 1190 l/min X 27 mmH ₂ O、電動機能力～3φ200V 11.0kW、馬数 4P、防爆基準 350H (防爆材ゴム)	1	(株)在原製作所 80X05PS4K511	EH-1	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.5kW	1	1F便所(女)用 日本シーゼン(株) DPS-A60P
PCH-2	冷温水1次ポンプ	吸込口径 80φ X 700 l/min X 18 mmH ₂ O、電動機能力～3φ200V 5.5kW、馬数 4P、防爆基準 350H メカニカルシール	1	(株)在原製作所 80X05FS4J55.5	EH-2	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.5kW	1	1F便所(男)用 日本シーゼン(株) DPS-A60P
PCH-3	冷温水2次ポンプ	吸込口径 65φ X 181 l/min X 13 mmH ₂ O、電動機能力～3φ200V 2.2kW、馬数 4P、防爆基準 350H メカニカルシール	1	1-2F ファンコイルユニット系統 (株)在原製作所 65X50FS4J52.2	EH-3	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.5kW	1	1F温流室用 日本シーゼン(株) DPS-A60P
PCH-4	冷温水2次ポンプ	吸込口径 65φ X 489 l/min X 17 mmH ₂ O、電動機能力～3φ200V 8.7kW、馬数 4P、防爆基準 350H メカニカルシール	1	AC-1-2系統 (株)在原製作所 65X60FS4J59.7	EH-4	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.75kW	1	2F便所(女)用 日本シーゼン(株) DPS-A75P
P-O	オイルポンプ	形式～直結式曲車形、自吸互吸形、油の種類～灯油、呼び径 15mm X 5 l/min X 5 l/min、始動圧力 3Kgf/cm ² 吸込圧力 0.8Kgf/cm ² 、電動機能力～3φ200V 0.2kW、コンクリート基礎 350H	2	(株)在原製作所 15CPA5.2	EH-5	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.5kW	1	2F便所(男)用 日本シーゼン(株) DPS-A60P
PWU	加压給水ユニット	吸込口径 20φ X 15 l/min X 10 mmH ₂ O、電動機能力～1φ100V 0.125kW、圧力スイッチによる定圧給水 受水タンク 容量～50 l、コンクリート基礎 350H、製造者留印品	1	(株)在原製作所 20HPN5.12S	EH-6	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.5kW	1	2F便所(男)用 日本シーゼン(株) DPS-A60P
PD-1	水中排水ポンプ	排水用うず流羽根泵形、50φ X 70 l/min X 5 mmH ₂ O、電動機能力～1φ100V 0.4kW フロートスイッチ(運転、停止)、水中ケーブル5m、制御装置付、製造者留印品	1	便所ピット内排水用 (株)在原製作所 5DDV2A5.4S	EH-7	電気暖房器	蓄温バネル形、サーモ付(5°C設定) 消費電力～1φ200V 0.5kW	1	2F温流室用 日本シーゼン(株) DPS-A60P
PD-2	水中排水ポンプ	排水用うず流羽根泵形、50φ X 70 l/min X 5 mmH ₂ O、電動機能力～1φ100V 0.4kW フロートスイッチ(運転、停止)、水中ケーブル5m、制御装置付、製造者留印品	1	潜流水ピット内排水用 (株)在原製作所 5DDV2A5.4S				2	3F空調機械室用 日本シーゼン(株) DPS-A175P

(注) *送風機の静圧は機外静圧を示す。(全館共通)

完成図面

工事名	札幌北國安鐵被設置工事	1/25
調査年月日	平成11年2月26日	1/25

機器表(2)

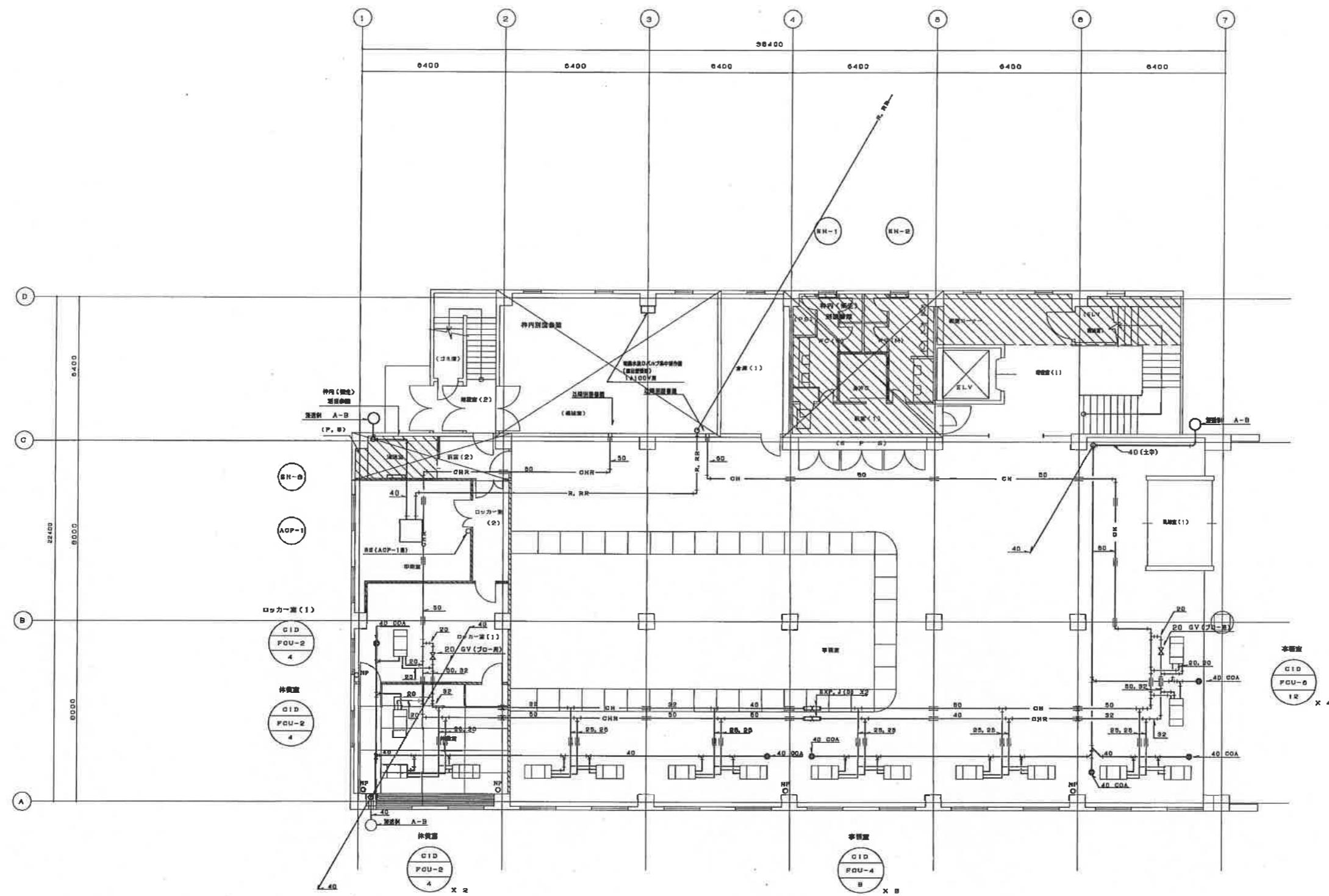
記号	機器名	仕 機	数 量	備 考
FS-11	排 気 送 風 機	1370 m ³ /h X 7 mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V0.15KW、吸出口保護金網付	1	1F 排氣室換気用 (後)在庫製作所 3LFM25.15
FS-12	排 気 送 風 機	420 m ³ /h X 10 mmH ₂ O 電動機出力~1φ100V0.04KW、吸出口保護金網付	1	1F 排氣室換空氣用 (後)在庫製作所 2LFM25.04S
FS-13	排 気 送 風 機	1120 m ³ /h X 4 mmH ₂ O 電動機出力~1φ100V0.08KW、吸出口保護金網付	1	1F エレベーター機械室換氣用 (後)在庫製作所 2LFM25.08S
FS-31	排 気 送 風 機	1230 m ³ /h X 5 mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V0.15KW、吸出口保護金網付	1	3F 電気室換気用 (後)在庫製作所 3LFM25.15
FE-11	排 気 送 風 機	1370 m ³ /h X 11 mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V0.15KW、吸出口保護金網付	1	1F 暖送・暖風室換気用 (後)在庫製作所 3LFM25.15
FE-12	排 気 送 風 機	980 m ³ /h X 15 mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V0.27KW	1	1F 暖送・暖風室換氣用 (後)在庫製作所 3LFM25.27
FE-13	排 気 送 風 機	1120 m ³ /h X 7 mmH ₂ O 電動機出力~1φ100V0.15KW、吸出口保護金網付	1	1F エレベーター機械室換氣用 (後)在庫製作所 3LFM25.15S
FE-14	排 気 送 風 機	380 m ³ /h X 6 mmH ₂ O 電動機出力~1φ100V0.025KW、吸出口保護金網付	1	1F ゴミ廻排換気用 (後)在庫製作所 2LFM25.025S
FE-31	排 気 送 風 機	1230 m ³ /h X 7 mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V0.15KW、吸出口保護金網付	1	3F 電気室換気用 (後)在庫製作所 3LFM25.15
FE-32	排 気 送 風 機	780 m ³ /h X 27 mmH ₂ O 電動機出力~1φ100V0.27KW	1	1-2F 暖送室換氣用 (後)在庫製作所 3LFM25.27S
FE-33	送 風 機	形式~片吸多面形(底面形)、ベルト駆動形、1-1/2#以上 X 2, 300 m ³ /h X 25mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V 0.75KW 防振基盤(樹脂材~金属コイルスプリング、耐震率80%)	1	1-2F 廉所換気用 (後)在庫製作所 2SRM3
FE-34	排 気 送 風 機	1510 m ³ /h X 19 mmH ₂ O 電動機出力~3φ200V0.27KW	1	2F 暖送・暖風室換気用 (後)在庫製作所 3LFM25.27
AF-1	空 気 清 净 機	形式~カセット形、電気集じん式、処理風量 1, 100 m ³ /h、集じん效率 80% (NBS白色) 電動機出力~1φ100V 0.11KW、リモコンスイッチ付	4	2F 合成空 ミドリ安全(株) NKL20A

衛生器具表

名 称	仕	機	1 間				2 間				販 量	備 考
			男 子 便 所	女 子 便 所	身 障 者 便 所	浴 室	男 子 便 所	女 子 便 所	身 障 者 便 所	浴 室		
和風大便器	C 317R , BT508付		1	1			1	1			4	東陶機器(株)
洋風大便器	C 910 , BT513付 , 暖房便座付		1	1			1	1			4	東陶機器(株)
洋風大便器	C 1111 , くつべら付押ボタン式P.V付 , 暖房便座付										2	東陶機器(株)
シートペーパー	ステンレス製						1	1	1	1	6	東陶機器(株)
紙巻器	(YH130M)		2	2			2	2			8	東陶機器(株)
小便器	U322R		3				3				6	東陶機器(株)
小便器節水装置	集合懸吊方式		1				1				2	東陶機器(株)
	[A] 自動ハイタングバルブ (TEH10X)											
	[B] センサー (TES5B)											
	[C] コントローラー (TEH10CN)											
小便器洗浄用タンク	BT412		1				1				2	東陶機器(株)
洗面器	(L331R), 自動水栓 (単水栓 1Φ100V用)		2	2			2	2			8	東陶機器(株)
洗面器	L511 , 自動水栓 (単水栓 1Φ100V用)						1		1		2	東陶機器(株)
手洗器	L790 , レバ-水栓 , S1A付						1		1		2	東陶機器(株)
掃除流し	S210		1				1				2	東陶機器(株)
水石けん入れ	両器取付形						1		1		2	東陶機器(株)
水石けん入れ	カウンター取付形		2	2			2	2			8	東陶機器(株)
給湯	600×600						1		1		2	東陶機器(株)
温風乾燥機	埋込形, 1Φ100V1.1KW(TYC101N)		1	1			1	1			4	東陶機器(株)
冷水器	床置プレッシャー形, 自動洗浄機能付, 冷却能力約14L/H (JIS標準条件時)						1		1		2	東陶機器(株)
トイレ用便座装置	埋込形AC100V (YES113)		2				2				4	東陶機器(株)
電気温水器	密閉形, 床置 (カウンター下設置), ポイリング機能付 貯湯量30L 30Φ200V3.0KW 給水20Y形止水栓, 逃し弁 逆滲透式温水器専用混合栓(飲用・洗い物用)付 過濾タイマー, 空焚き防止, 過昇温防止機能付 排水用ラップ金物付						1		1		2	(株)日本イトミック ES-35D2

完 成 図 面

工事名	札幌北壁安機械設備工事	調整年月日	平成11年2月26日



注記（全般共通）

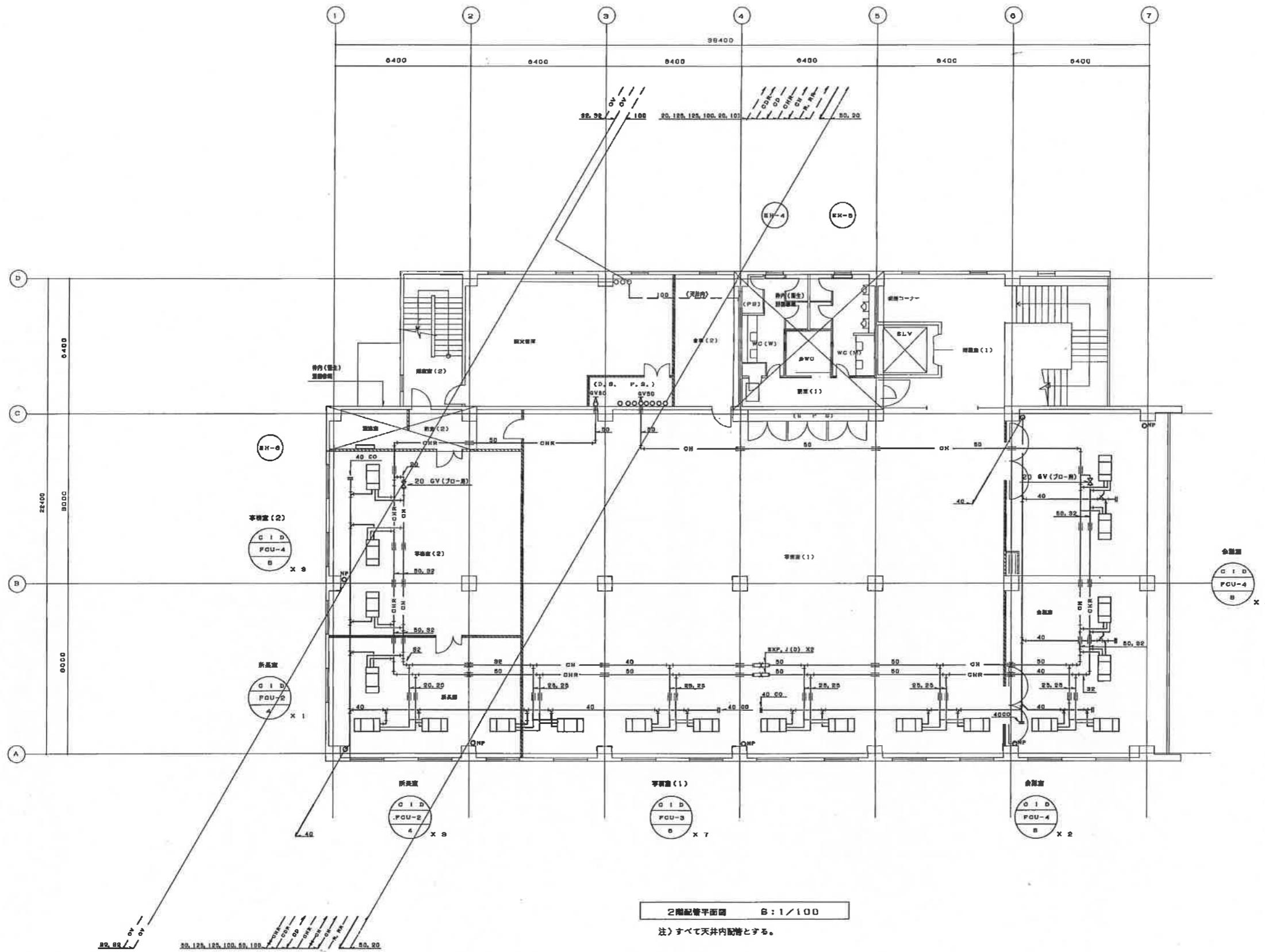
1. ファンコイルユニット共通仕様項
 - ・接続配管は、冷送水管2ロット、ドレン管2ロットとする。
 - ・ファンコイルユニットは小形電動三弁弁（VV3）及び定流量弁付とし、流量調整弁不要とする。。
 - ・GID形は、高静圧形とし、運転表示灯不要とする。
 - ・GID天井内面込口は製造者標準品とする。
 - ・付属の予備部材は、共計50%とする。

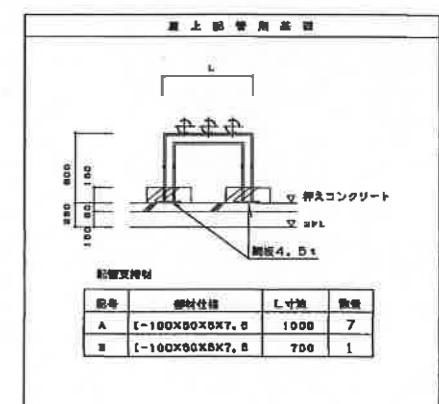
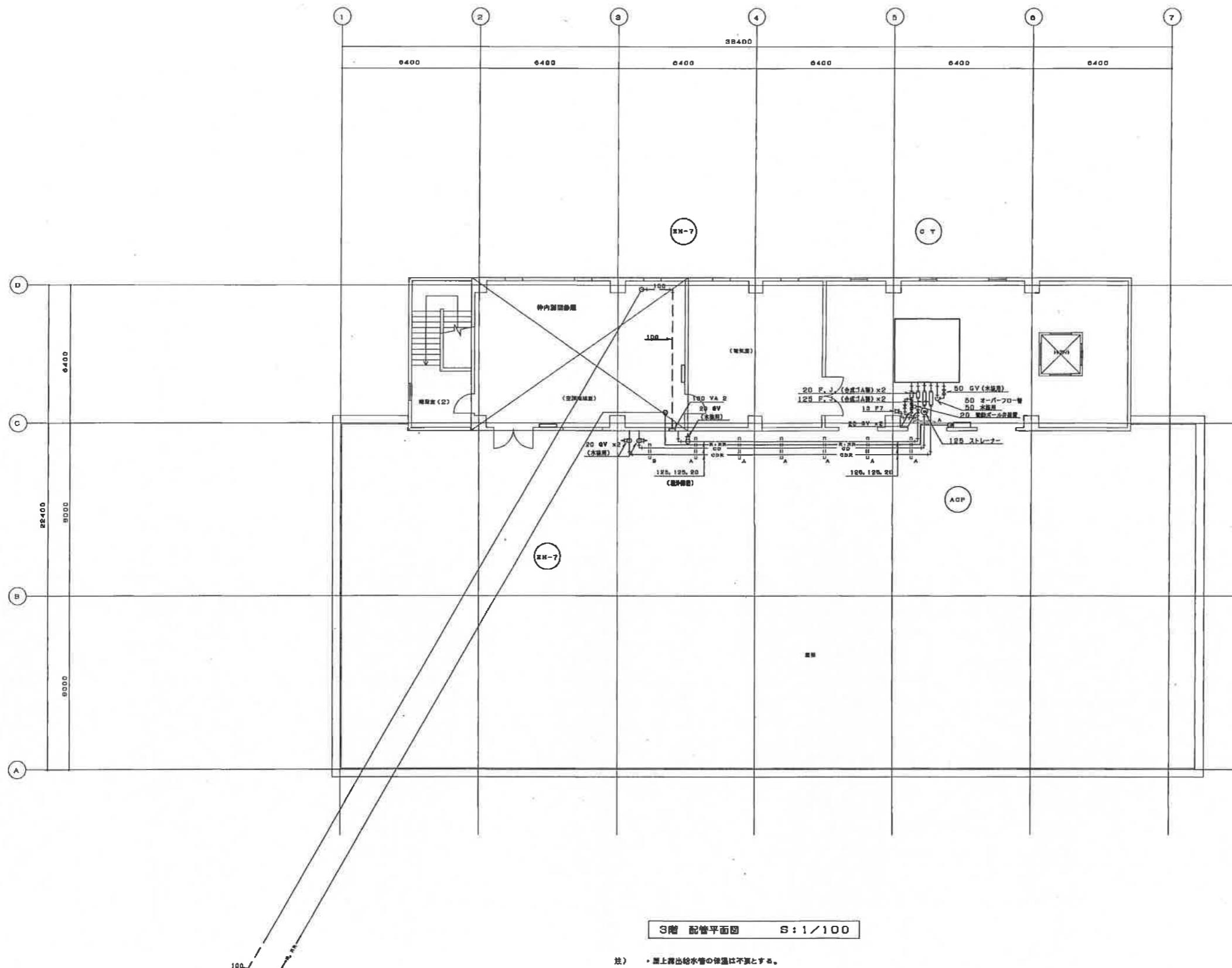
1階 設備平面図 S: 1/100

- 注)
- ・図示 □□□ 部は 下部ピットを示す。
 - ・ACP-1の冷媒管及び電気配管、記録は製造者標準仕様とする。
 - ・RSは空気清浄機及びエアコン用リモコンスイッチを示し、調理付商品とする。（全般共通）
 - ・NAPはファンコイルユニット（GID）用温湿度計を示す（全般共通）
 - ・前記以外は天井内配管とする。

完 成 図 面

工事名	札幌北暖安機械設備工事	調査年月日	平成11年2月26日
			9/25

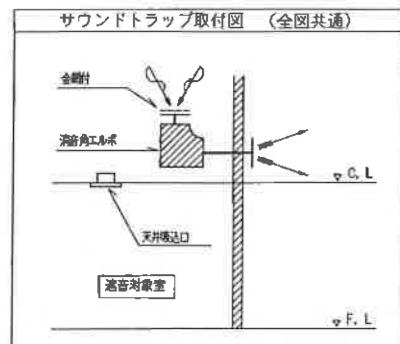




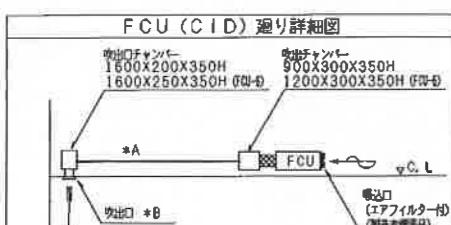
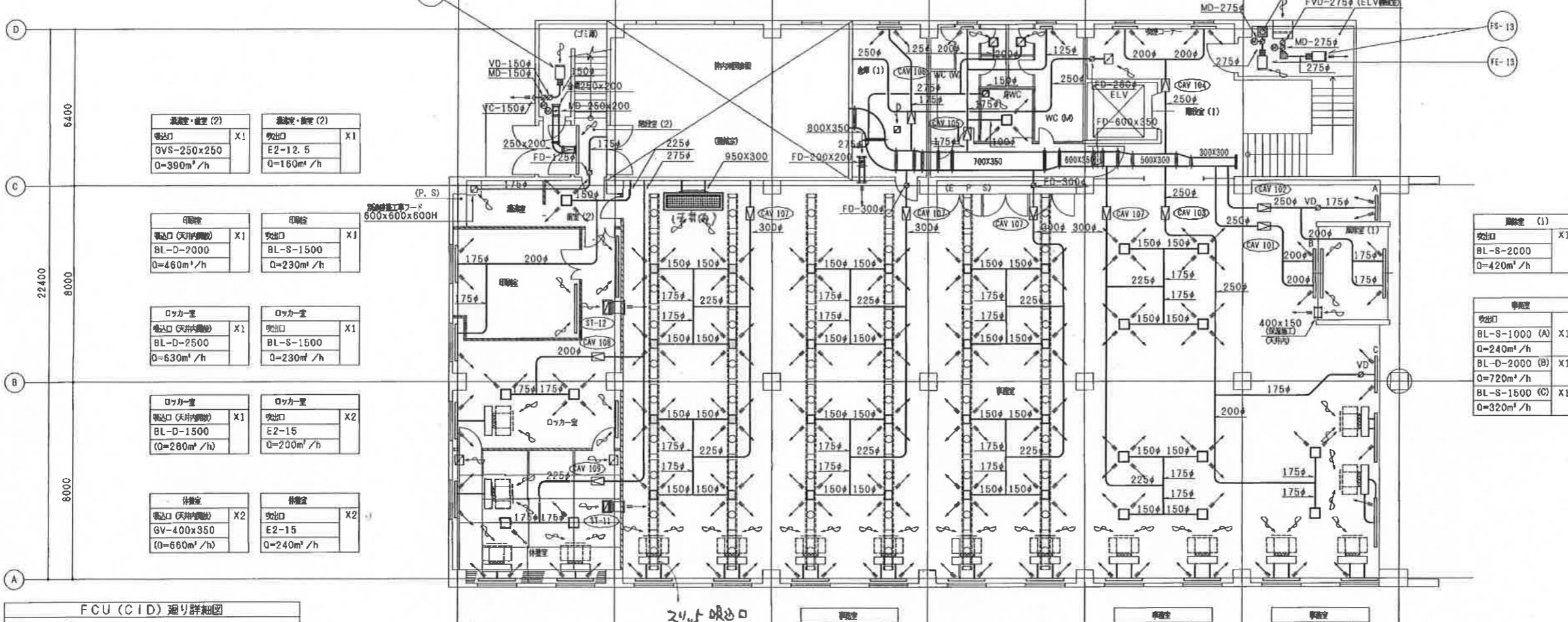
完成図面

工事名	札幌北端安機器設備工事
調整年月日	平成11年2月26日

1/25



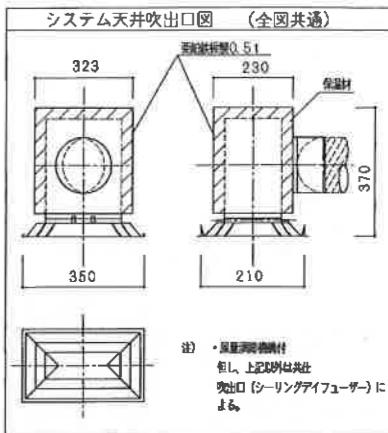
レターンチャンバー
2400X700X500H
0=6840m³/h
上部金網 2200X500
消音材
グラスウール 50mm



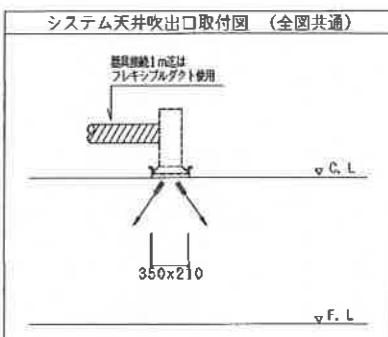
注) *A-ロッカ室(1)用 …200φ
…静音用 …200φ x2
…静音用 …200φ x2
…静音用 (FCU-6) …250φ x2
*B-ロッカ室(1)用 …BL-S-1500
…静音用 …BL-S-1600
…静音用 …BL-D-1500
…静音用 (FCU-6) …BL-T-1500

1階 空調・換気ダクト平面図 S : 1 / 100

注記 (全開状態)
1. 吸込チャンバーの放込ダクトは、フレキシブルダクト(空調風 長さ約1.0m)を使用する。
2. 運転時吸込口はベンチ面とする。
3. VC (J-ドア)付ドレンキャップはアルミニウムの空調用 施設種とする。
4. SA系の消音コルクの内側厚さは、50mmとする。



注) *風量調節時
但し、上記以外は本仕様
吸込口 (シリングティフューザー) による。



器具距離1m以上は
フレキシブルダクト使用

器具 (1)
吸込口 天井調節口 X1
BL-D-2000
0=420m³/h

器具 (1)
吸込口 天井調節口 X1
BL-S-2000
0=420m³/h

器具

吸込口
BL-S-1000 (A) X1
0=240m³/h

吸込口
BL-D-2000 (B) X1
0=720m³/h

吸込口
BL-S-1500 (C) X1
0=320m³/h

CAV風量表

記号	処理量 (m³/h)	数
CAV-101	720	1
CAV-102	660	1
CAV-103	720	1
CAV-104	760	1
CAV-105	250	1
CAV-106	280	1
CAV-107	1280	4
CAV-108	400	1
CAV-109	480	1
CAV-110	620	1

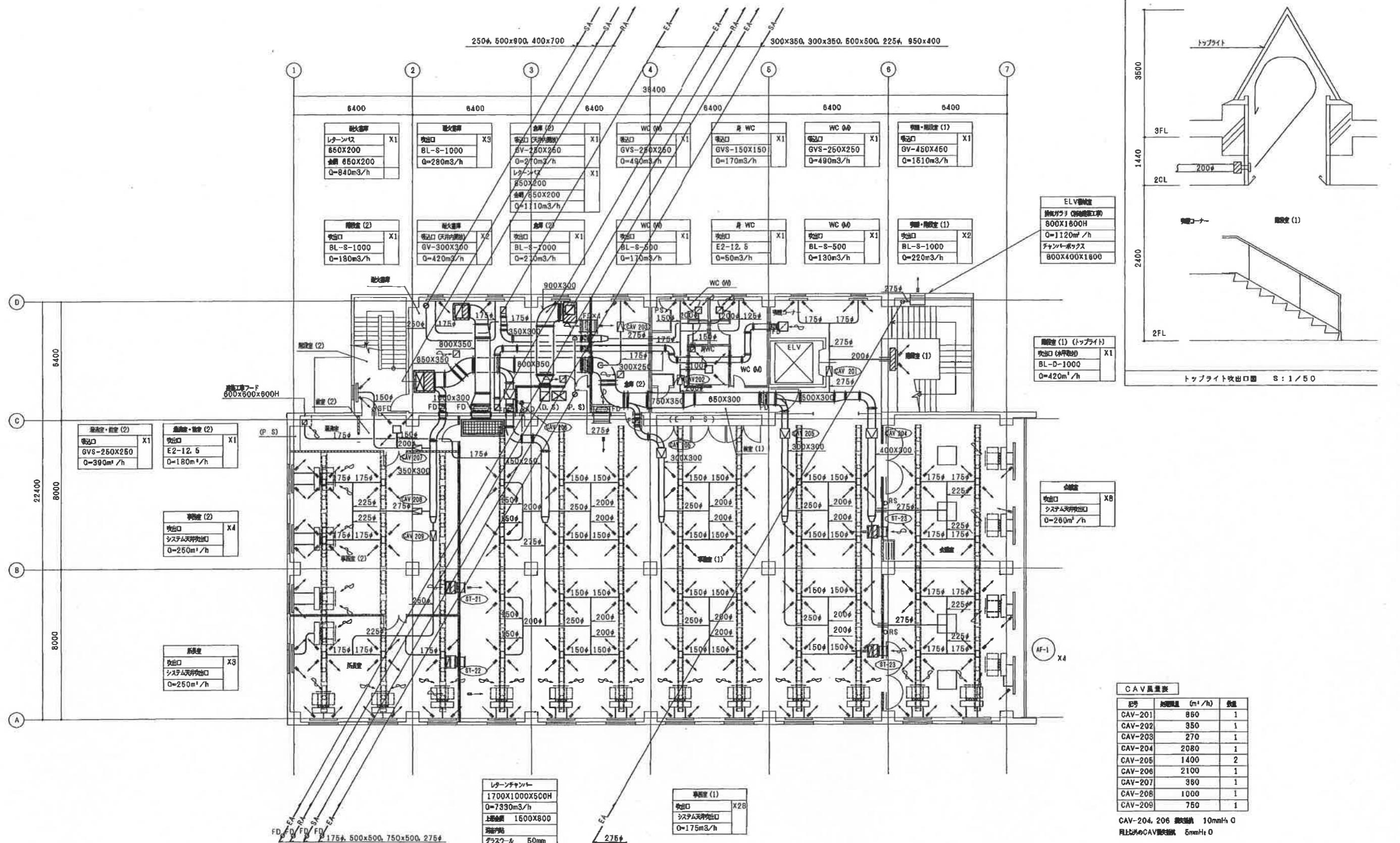
損失係数 5mmHg

サウンドトラップ寸法表

記号	吸込口	放込ダクト	風量 (m³/h)	質量
ST-11	金網 400x200	400x200	480	1
ST-12	金網 500x200	500x200	630	1

工事名 札幌北端安蔵設置工事
調整年月 平成11年2月26日
12/25

12/25



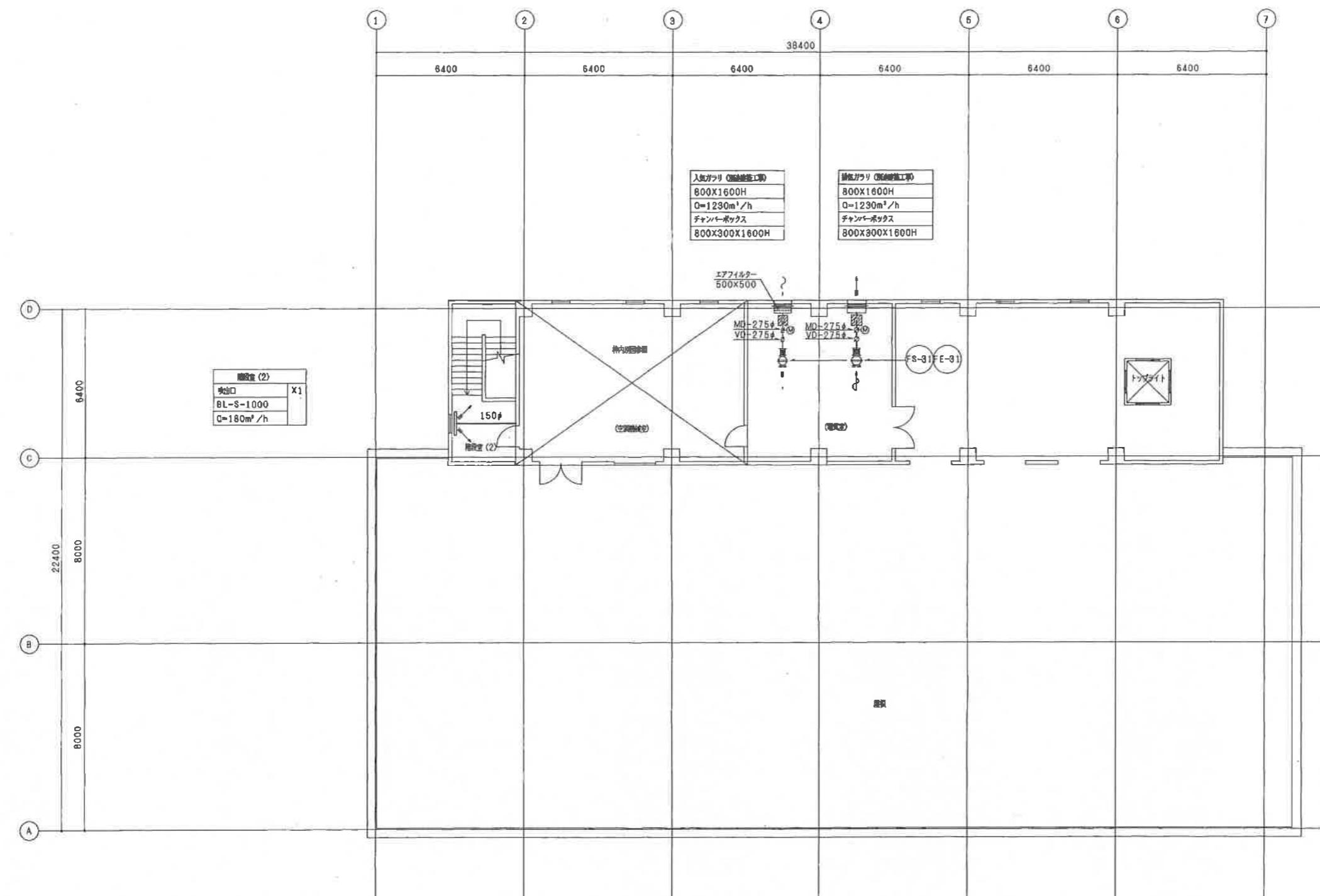
2階 空調・換気ダクト平面図

S : 1 / 100

サウンドトラップ寸法表				
品号	幅×高	縦ゲート	量 (m ³ /h)	数量
ST-21	金網 600x200	600x200	790	1
ST-22	金網 600x200	600x200	750	1
ST-23	金網 800x200	800x200	1040	2

完 成 図 面

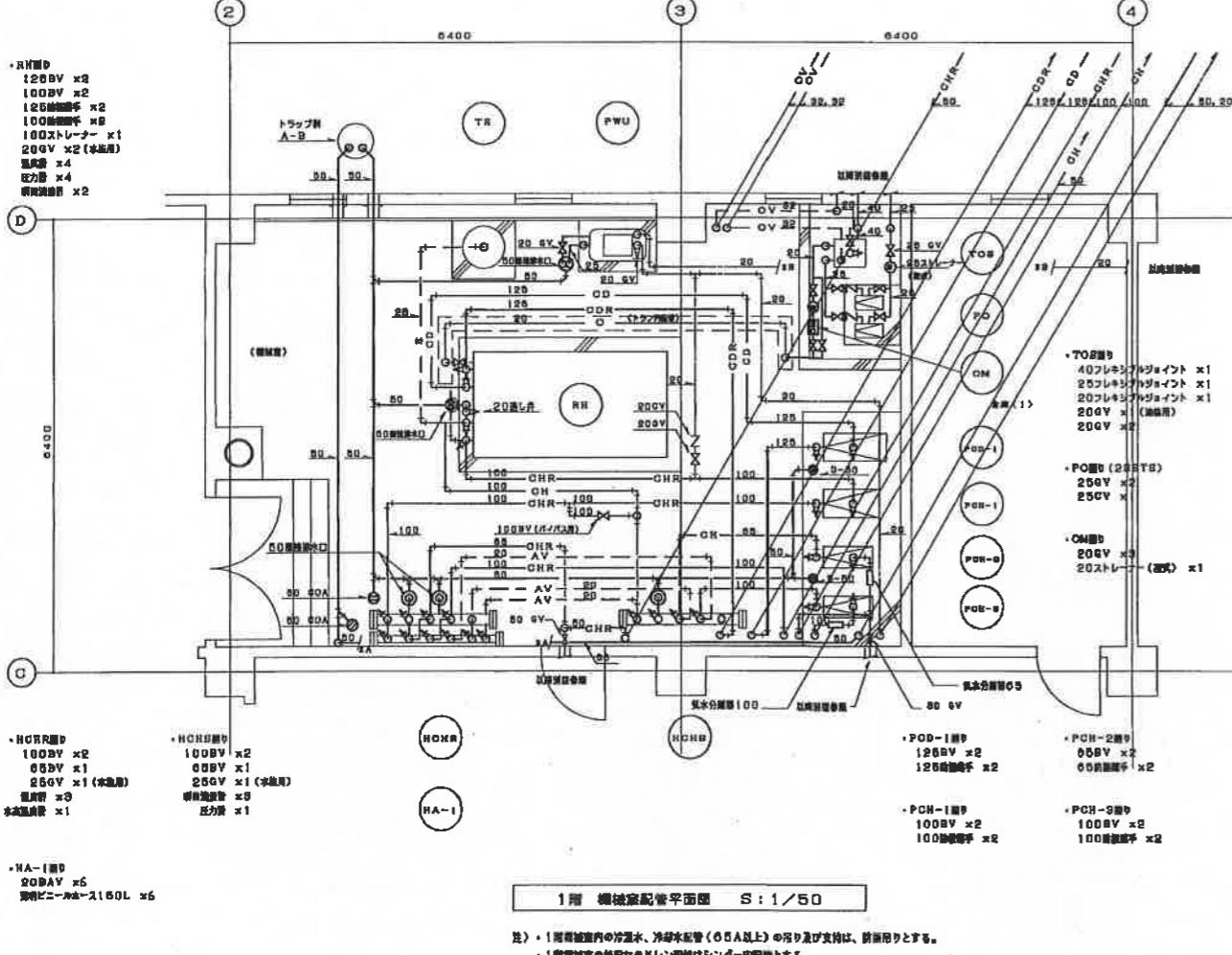
工事名	札幌北職安機械設備工事	監理者
開工年月日	平成11年2月26日	監理者



3階 空調・換気ダクト平面図 S : 1/100

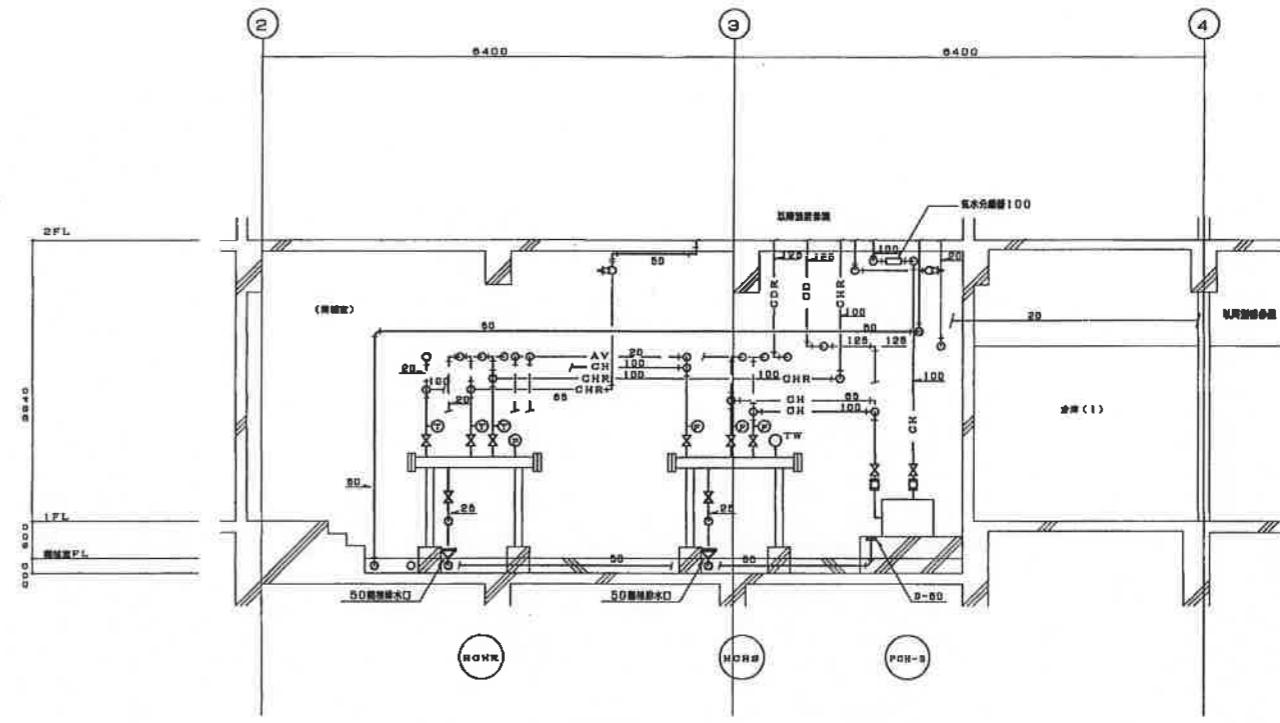
完 成 図 面

工事名	札幌北暖安機械設備工事
調整年月日	平成11年 2月26日



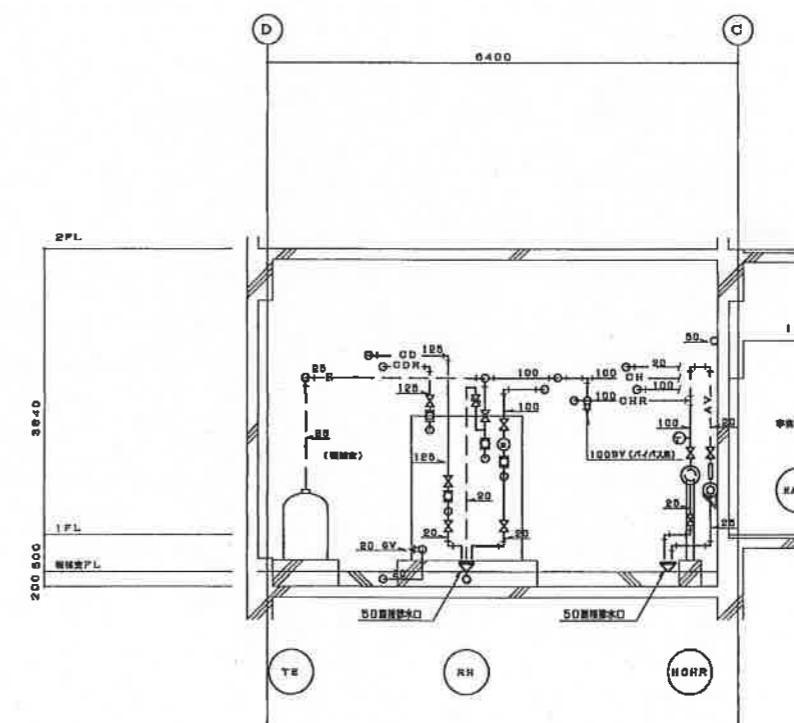
1附 機械底配管平面圖 S: 1/50

注)・1耐震補強内の冷温水、冷却水配管(Φ50以上)の吊り及び支持は、前面取りとする。
・1耐震補強の排水管をシンダー内保管とする。



1層 梁柱荷載分配斷面圖(1)

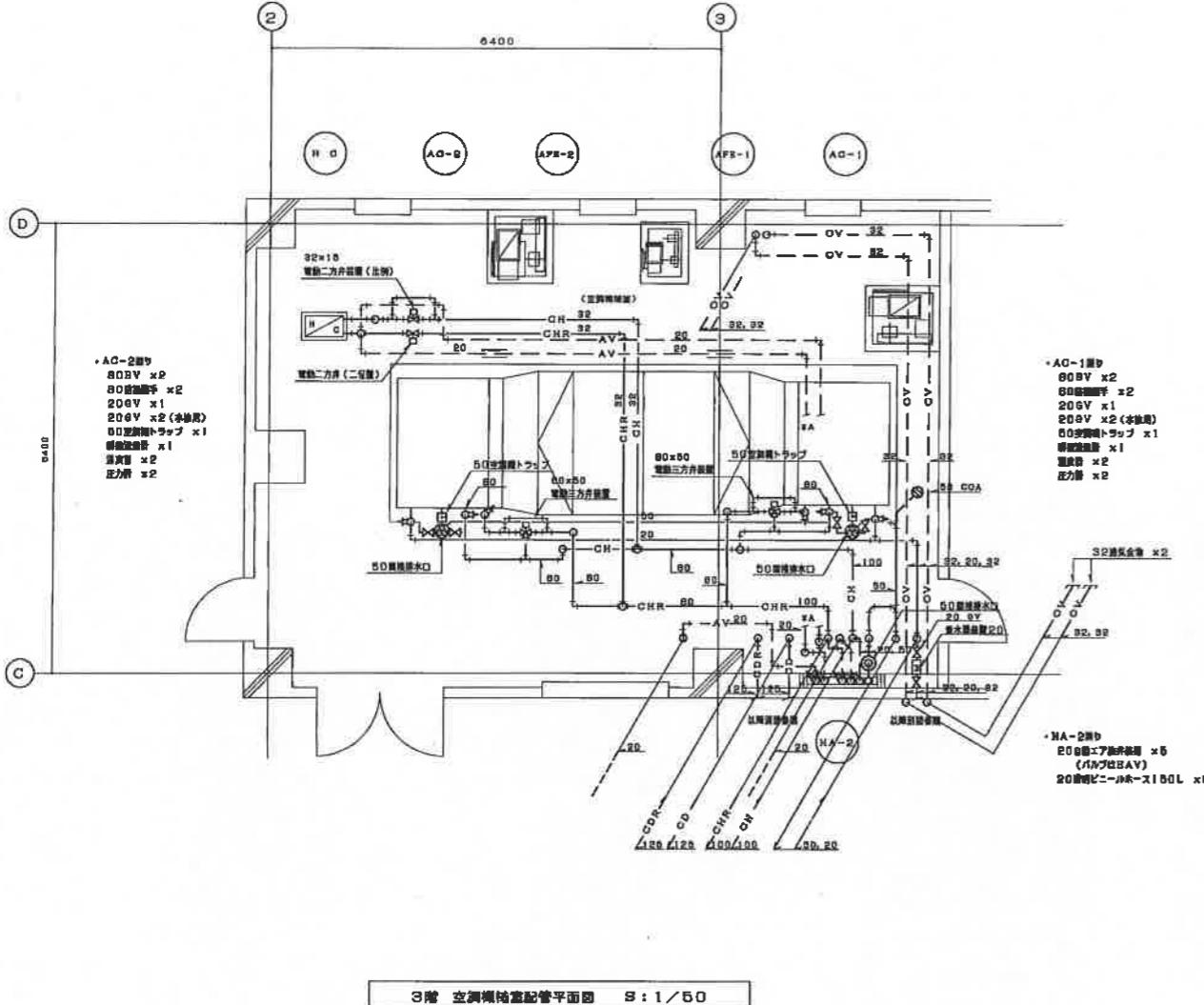
S:1/50

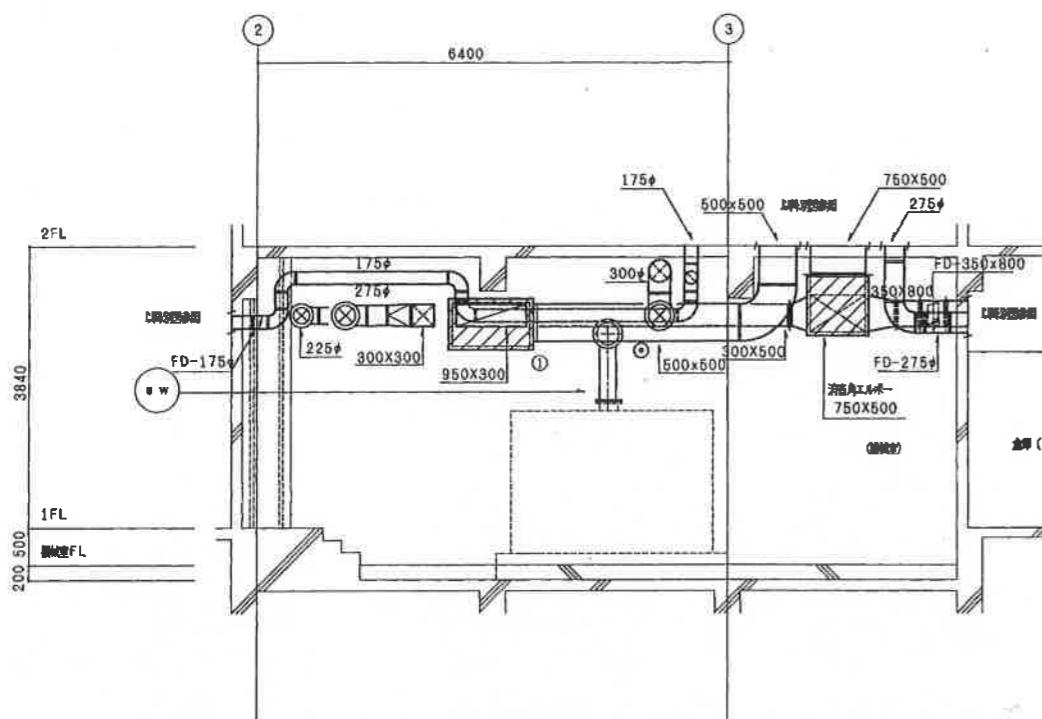


1附 機械室配管断面図 (2) S:1/50

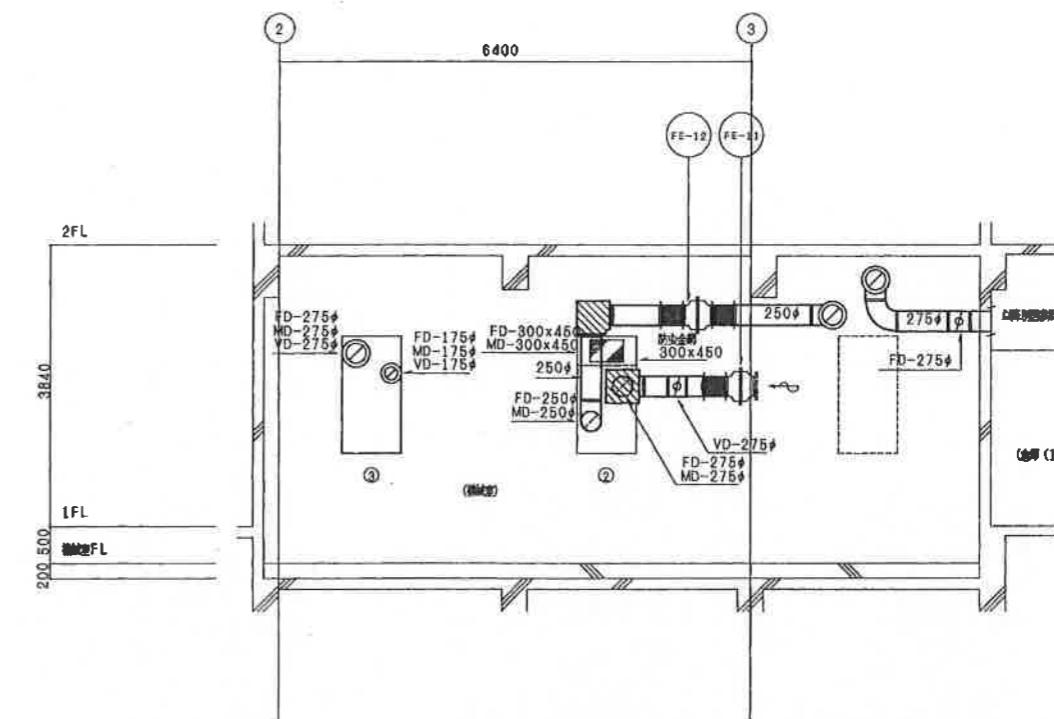
完 成 図 面

工事名	札幌北瑞安機械設備工事
調整年月日	平成11年2月26日





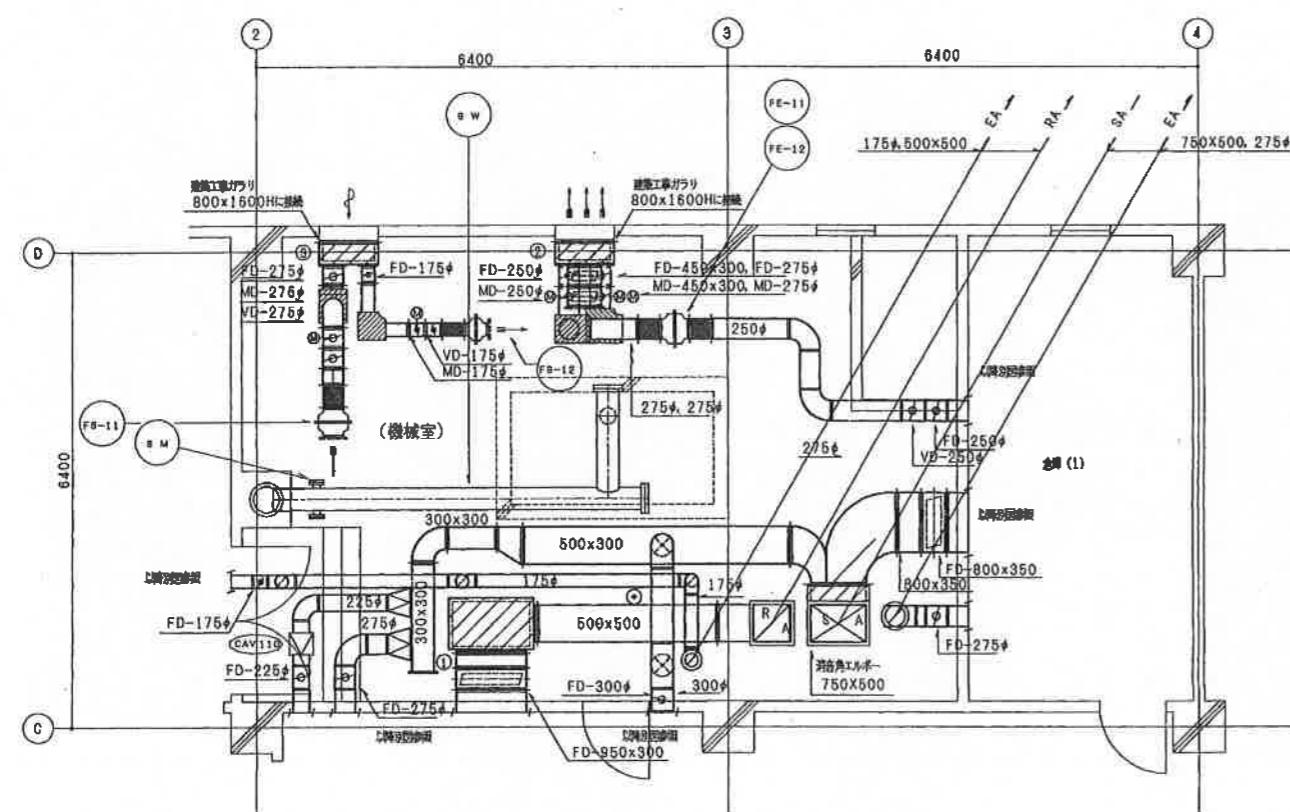
1階 機械室空調・換気ダクト断面図(1) S: 1/50



1階 機械室空調・換気ダクト断面図(2) S: 1/50

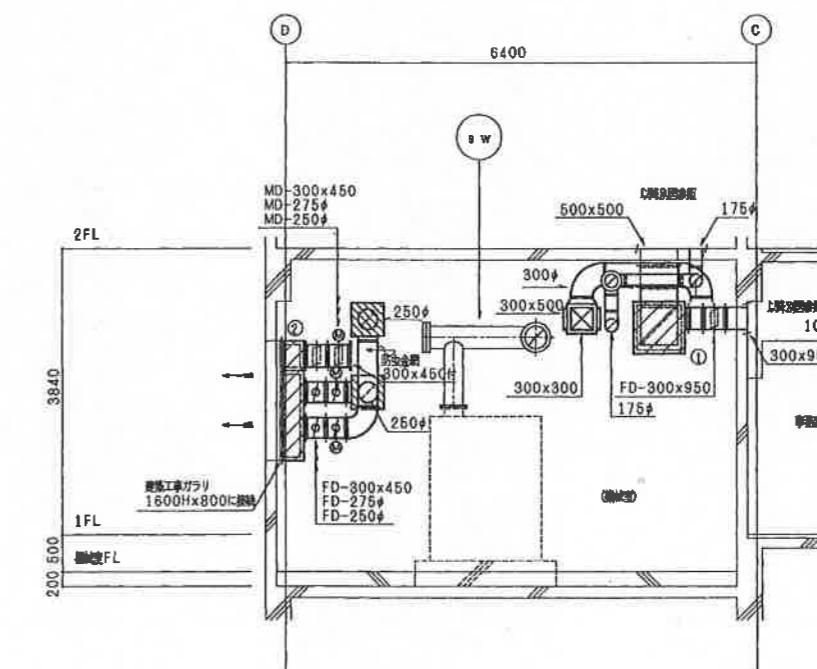
チャンバー一覧表

記号	名 称	寸 法	仕様	点検口
①	RAチャンバー	1150 x 700 x 700H	清音内貼り	450 x 450
②	EAチャンバー	800 x 300 x 1600H (1.5t以上)	調音内貼り, 申仕切板付	450 x 450
③	OAチャンバー	800 x 300 x 1600H (1.5t以上)	清音内貼り	450 x 450



1階 機械室空調・換気ダクト平面図 S: 1/50

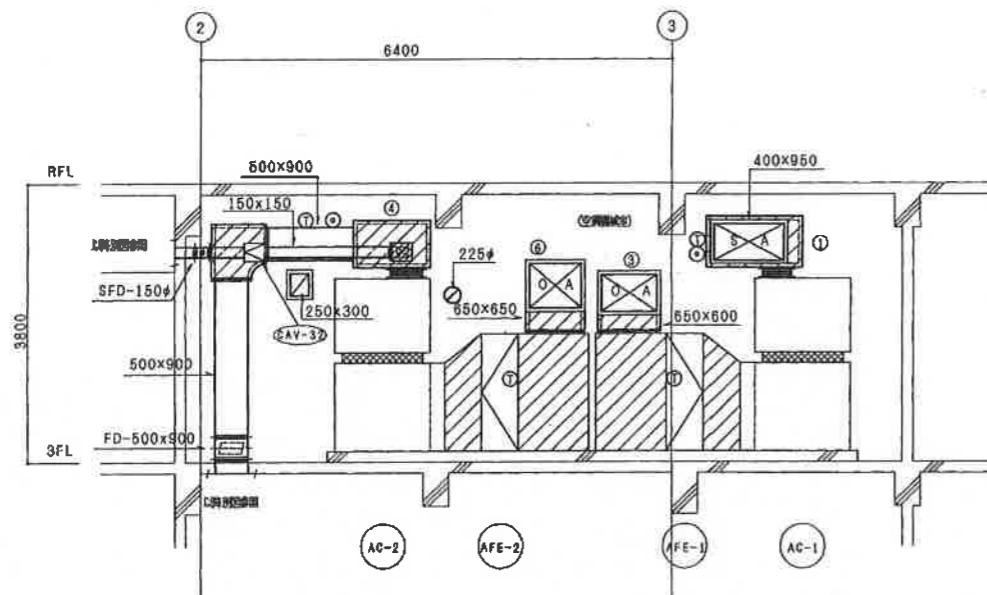
注) CAV風量表は別図参照とする。



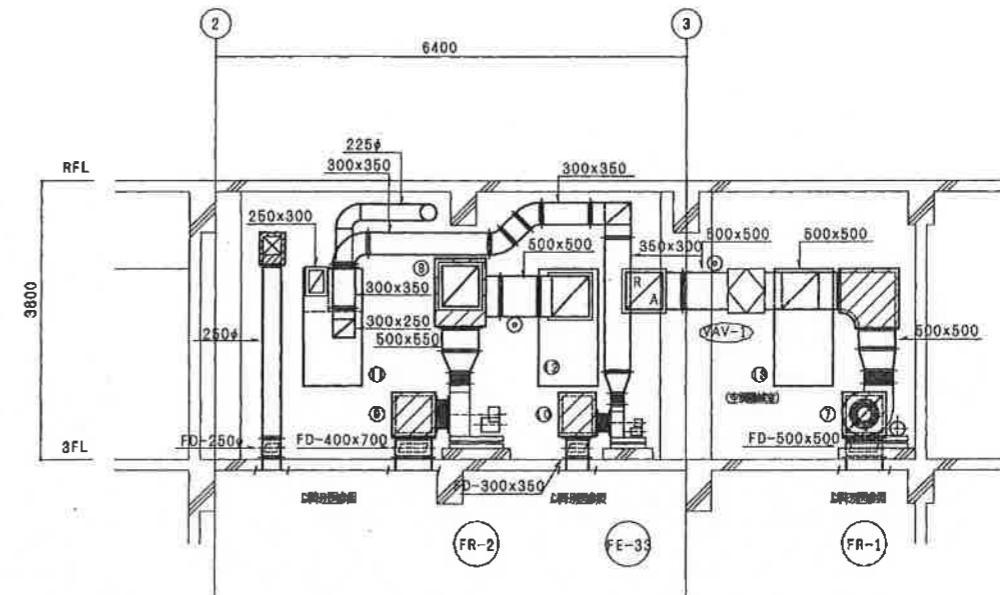
1階 機械室空調・換気ダクト断面図(3) S: 1/50

完 成 図 面

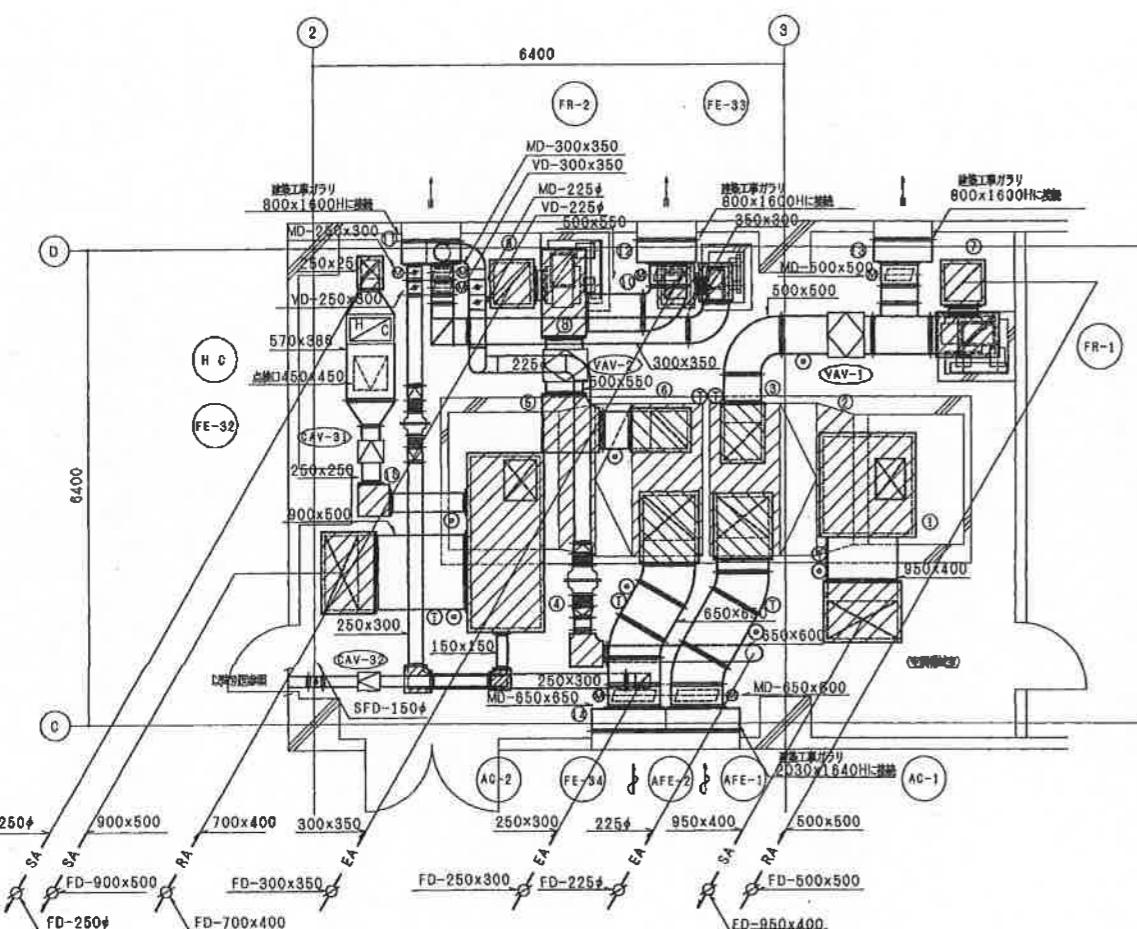
工事名	札幌北暖安機械設備工事	監理会社
調整年月日	平成11年2月26日	1/25



3階 空調機械室空調・換気ダクト断面図(1) S:1/50



3階 空調機械室空調・換気ダクト断面図(2) S:1/50



3階 空調機械室空調・換気ダクト平面図 S:1/50

※ 3階空調機械室内の空調(SA, RA)換気ダクトの取り扱いと仕様は、附圖を参照する。

VAV 風量表

記号	処理風量 (m³/h)	数量	備考
VAV-1	6840~0	1	比例 AC-1系統
VAV-2	7330~0	1	比例 AC-2系統

※ 風速センサータイプ、電源AC24V用 换気量 3mmH₂O

CAV 風量表

記号	処理風量 (m³/h)	数量
CAV-31	840	1
CAV-32	180	1

換気量 5mmH₂O

チャンバー一覧表

記号	名	寸法	仕様	点検口
①	SAチャンバー	1500x1200x 750H	消音内貼り	450x450
②	通路ケーシング	1960x 660x1780H	消音内貼り	450x800
③	ミキシングチャンバー	1960x1150x1760H	消音内貼り 下部エキスピンドメタル巻き (JIS G 3351 XS-42)	450x800
④	SAチャンバー	2200x1050x 650H	消音内貼り	450x450
⑤	通路ケーシング	1960x 660x1760H	消音内貼り	450x800
⑥	ミキシングチャンバー	1960x1150x1760H	消音内貼り 下部エキスピンドメタル巻き (JIS G 3351 XS-42)	450x800
⑦	RAチャンバー	760x 650x 650H	消音内貼り	450x450
⑧	RAチャンバー	1200x 950x1250H	消音内貼り	450x450
⑨	RAチャンバー	850x 550x 650H	消音内貼り	450x450
⑩	EAチャンバー	600x 500x 600H	消音内貼り	450x450
⑪	EAチャンバー	350x 800x1600H	保溫施工。中仕切板付	
⑫	EAチャンバー	300x 800x1600H	保溫施工	
⑬	EAチャンバー	300x 800x1600H	保溫施工	
⑭	OAチャンバー	600x2030x1640H	保溫施工。中仕切板付	
⑮	SAチャンバー	450x 450x 450H		

完成図面

工事名	札幌北端安機械設備工事	監査印
調整年月日	平成11年2月26日	監査印

18/25